

第18回軽米町議会定例会令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和 7年 9月 8日 (月)  
午前 9時59分 開会

議 事 日 程

- 議案第 1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例  
議案第 2号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて  
議案第 3号 令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員 (10名)

1番 田 中 祐 典 君	2番 甲 斐 錦 康 君
3番 上 山 誠 君	4番 西 館 徳 松 君
5番 江刺家 静 子 君	6番 中 村 正 志 君
7番 田 村 せ つ 君	8番 茶 屋 隆 君
10番 細谷地 多 門 君	11番 本 田 秀 一 君

議 長 松 浦 満 雄 君 (同席)

○欠席委員 (1名)

9番 大 村 稲 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	日 山 一 則 君
政 策 推 進 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 主 幹	鶴 飼 義 信 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 課 長	寺 地 隆 之 君
税 務 会 計 課 主 幹	於 本 博 之 君
町 民 生 活 課 長	輪 達 ひろか 君
健 康 福 祉 課 長	竹 澤 泰 司 君
健 康 福 祉 課 主 幹	日 向 安 子 君
产 業 振 興 課 長	輪 達 隆 志 君
地 域 整 備 課 長	神 久 保 恵 藏 君
水 道 事 業 所 長	神 久 保 恵 藏 君
教 育 委 員 会 教 育 長	久 保 智 克 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 館 寿 德 君
選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 一 則 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	輪 達 隆 志 君
監 査 委 員 員	日 山 充 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 関 向 孝 行 君

議 会 事 務 局 主 任  
議 会 事 務 局 主 事 補

竹 林 亞 里 君  
向 屋 敷 莓 君

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） それでは、ただいまから令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9人でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の欠席者は、午前中、本田委員でございます。

それから、この委員会は本日から11日までの4日間の予定です。皆さんの慎重な審査をお願いします。

（午前 9時59分）

---

○委員長（細谷地多門君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第12号までの12件です。

審査の進め方についてお諮りします。議案第1号から議案第12号までの提案理由の説明及び監査委員の審査の意見も本会議場において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に議案1件ごとに審査をし、議案12件の審査終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、そのように進めてまいります。

---

◎議案第1号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） おはようございます。それでは、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして補足の説明を申し上げたいと思います。

本会議場でご説明申し上げましたが、今回の改正につきましては、職員の部分休業、この制度の拡充を図るという目的でございます。本会議でも申し上げましたが、これまで部分休業につきましては、育児時間として朝、夕方、それぞれ30分を基準にトータル2時間以内での部分休業ということで承認をしておりました。

今回の改正におきまして、この30分を基本とする部分を1時間を基本とするに改正するとともに、新たにその前後、朝と夕方だけでなく、時間を自由に2時間

以内選択することができるという部分に1つは改正、これが第1号部分休業ということになります。

新たに第2号部分休業ということで、今度はこれにつきましては、年間、年度ごとの基準となります、4月から3月までの間に10日間を限度に自由にといいますか、1日取りたい場合は1日、あるいは2時間取りたい場合は2時間というような形で柔軟に育児に対しまして支援をするといいますか、休業を許可するという制度になるというのが今回の大きな改正となります。

また、あわせまして、この部分休業に関する支援を事業者としては実施しなければならないということで、妊娠、そういった事実が発生した際に、そういった制度があることを確実に周知して、その支援に努めなさいという部分が新たに明記される事業所の役割、義務というふうな形で明記されます。

それらを今回の軽米町の条例に当てはめますと、議案のほうを見ていただければ分かりますように3つの条例を改正しております。1つ目が、職員の育児休業等に関する条例の一部改正ということで、今概要で申し上げましたとおり、その2つのパターンを取得できるということで1ページから2ページにわたってございますが、第1号部分休業と、2ページには第2号部分事業ということで、この選択肢を設けたということになります。

あと、その下のほうにつきましては、その期間でありますとか、年間10日間を限度とするのですけれども、その時間については、トータルで77時間30分にする、そういったような規定を設けたものでございます。

それから、2つ目の条例、軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございますが、こちらにつきましては妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認ということで先ほど申し上げましたが、任命権者は職員にそういった申出があった際には、各種措置をしなければならないという部分を新たに明記したということで4ページまでそれについて規定したものでございます。

また、その妊娠時のほかに、あとお子さんが3歳児になる手前に、さらにその時点でも周知を図ってほしいということで、それについても明記しております。

次に3つ目、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、5ページの下段からになります。こちらにつきましては、企業職員、水道事業所の職員等についても同様に、そういった規定を設ける一般職と同様の規定を設けるというふうに明記しておりますので、今回部分休業する場合には、無給となります。ですので、例えば1時間部分休業をもしすると、その1時間については給与を減額するといった制度となりますので、その部分をこの労務職員の給与の種類の中で整理したというものでございます。

あわせまして、高齢者の部分休業という部分を今回新たに設けております。これ

については、本来明記すべき部分だったのですが、そこが落ちていたという部分もございまして、高齢者の部分休業に関する規定についても、この第12条の中に盛り込んでおります。この高齢者部分休業というのは、一般職の改正の際にもご説明申し上げましたが、定年年齢が65歳まで引上げになりました。その間、60歳で通常今まで定年年齢であったわけですが、その5年間に對しまして、第2、次の人生設計と申しますか、そういう形の期間とするために、自分の趣味であるとか、あるいはその次に取り組みたいもの等の勉強とか、そういう内容について部分休業することができるというふうな規定でございます。これについても休業を取った時間当たり減額とするものとなります。

以上、そういう内容を今回3つの条例のほうで改正させていただきました。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第1号について補足説明等いただきました。質疑を受けたいと思います。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 介護休暇の部分のところに第14条、一番最初、介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。））となっています。その方も介護休暇を取れるということだと思うのですが、例えばそういう方で婚姻届を出していなくて、選択的夫婦別姓とかという、そういうことを考えている方で、子供さんが生まれた方の育児休業のほうはないですか、その部分がちょっと見えなかつたので。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまの委員のご質問ですが、これは育児休業ですので、当然その方が事実婚あるいは結婚されていないシングルの方もいらっしゃると思いますので、そういう子育ての中での育児休業ですので、当然ながら対象になるものでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ちょっと私見落としているかもしれない。会計年度任用職員については、こういう部分は、同じですよね。全然変わりがないですか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） 会計年度任用職員も同様の制度で適用となっております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第1号を終わります。

---

◎議案第2号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第2号 財産の譲渡に関し議決を求めるについてを議題といたします。

それでは、総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、議案第2号でございます。財産の譲渡に関し議決をいただくということで提案したものでございますが、これにつきましては、財産を無償で譲渡するということから議会の議決が必要となるものでございます。

地方自治法第237条第2項におきましては、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして譲渡してはならないというふうに規定されてございます。この適正な対価なくして譲渡できない、いわゆるただ、無償で譲渡するという部分もそれに含まれるものでございます。

今回条例で無償譲渡にするというふうな規定はございませんので、地方自治法第96条第1項6号によりまして、今回議案のほうを提出させていただいたものでございます。

さて、今回譲渡いたします財産につきましては、資料のほうを皆さん御覧になつていただきたいと思いますが、譲渡資産の内訳ということで、写真といいますか、そういういったものがございます。皆様も庁舎前の駐車場、ここからも見えるわけでございますが、にございます電気自動車用のEV充電器ということで、ここにございます1番の機器の基礎、それから2番の引込柱、それから引込盤、それから屋根、あとアスファルトにございます車止め、それから衝突防止用のガードパイプ、そしてEV充電看板ということで、これは駐車場への入り口と、あとこの充電装置がある施設があるところにございます2か所、これがございますが、こちらの財産につきまして、無償で譲渡するものでございます。

譲渡の相手先は、株式会社e-Mobility Powerということで、こちらにつきましては東京電力あるいはトヨタ自動車、中部電力、そういった方々が株主となって設立された会社でございまして、当然ながら経営上も問題ない会社となってございます。

今回譲渡するに当たりましては、これまで町で充電設備は建設して設置して、それの電気料等を徴収するというような形で運用してまいりました。今回この充電設備が大分古くなつてしまいりました。平成27年2月に建設されたものでございます。当時これにつきましては940万円弱で整備したもので、一般社団法人次世代自動車振興センターから約2分の1ほど、480万円ほどの助成をいただいて整備したものでございます。

今回こういった施設が古くなつたということで更新の時期を迎えたわけでござい

ますが、先ほど申し上げました譲渡先である株式会社 e—M o b i l i t y P o w e r から申出がありまして、今ある資産の一部について譲渡していただけると、新しい機器を全て会社のほうで整備すると。そして、これから運営、保守管理等についても会社のほうでそれを貯って運営していくというふうな形での提案を受けて、今回こういった形で譲渡、無償の譲渡を決定いたしたく、議会のほうに提案するものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第2号について説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。どなたかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 私のほうで聞いてもいいですか。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（中村正志君） 細谷地委員。

○10番（細谷地多門君） 難しい質問ではありません、専門的なことは分かりませんので。今課長の説明、充電の設備、これまでどれぐらいの稼働率というのか、利用者があったものですか。割とあったと思いますか、それともなかなか電気自動車の普及がそう多くないので、それほど稼働はなかったということでしょうか、お願いします。

○副委員長（中村正志君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまのご質問でございます。ちょっとデータ的にあるもの、平成27年からのものでございますけれども、平成27年、利用回数で60回、ユーザーIDが13ということですから13の方といいますか、13の方が60回ほど利用されている。以降、平成28年、平成29年とまいりまして、平成30年に利用回数が602と、これがこの10年間であれば一番ピークとなっております。ユーザーも38人。令和4年で98回、28人、令和5年度で64回、25人、昨年度につきましては47回、21人ということで、あんまり利用者のほうは多くはないという状況でございます。

以上です。

○10番（細谷地多門君） 分かりました。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（細谷地多門君） そのほか、委員の方々からはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第2号を終わりたいと思います。

---

◎議案第3号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第3号 令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

歳入の説明をもらって質疑を受け、次に歳出の説明、質疑と進めたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、歳入全般について補足説明があれば説明をしていただきて、その後に質疑に入りたいと思います。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、引き続きまして議案第3号 令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要ということで歳入のほうでございます。本会議上でもご説明申し上げましたが、それを補足する形で歳入を中心に申し上げたいと思います。

資料につきましては、議案第3号関係資料、令和6年度軽米町一般会計決算の概要についてと、それから別冊でお配りしております決算書のほうを御覧いただきたいと思います。本会議上での説明との重複する部分があるかと思いますが、最初に決算総額について申し上げたいと思います。

決算書のほう、191ページをお開きください。こちら191ページには、実質収支に関する調書が記載されてございます。令和6年度の歳入総額でございます。71億5,321万7,000円、歳出総額が67億467万8,000円、それから歳入から歳出を差し引いた形式収支が4億4,853万9,000円。これに明許繰越しということで翌年度へ繰り越すべき財源が2,309万2,000円、これを差し引いた実質収支額は4億2,544万7,000円の黒字となっております。

それでは、歳入決算の概要についてご説明申し上げます。今度は261ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、令和6年度歳入歳出決算額を款ごとに表にして、前年度決算額と比較した資料となります。先ほど申し上げましたとおり、歳入決算額の合計は71億5,321万7,152円となりまして、前年度より8億7,962万1,800円の減となっております。

款ごとの主な増減でございます。町税、こちらが8,725万5,944円の減。国庫支出金が4,051万6,027円の減。県支出金が2億3,859万9,308円の減。それから、繰入金が1億9,475万8,820円の減。町債が7億130万円の減となっております。

一方で、地方交付税が1億8,736万6,000円の増となっており、また繰越金も1億4,073万8,767円の増となっております。

それでは、款ごとに主なものをご説明申し上げます。決算書11ページをお開きください。町税のほうから申し上げたいと思います。11ページ、12ページ、1

2ページの収入済額という欄を御覧いただくと、その決算額となっております。町税につきましては13億1,463万7,852円の決算となっており、前年度から8,725万5,944円の減となっております。主な減要因といたしましては、町民税の個人及び法人税が2,214万円減、また固定資産税、償却資産を中心といたしますが6,331万2,000円の減によるものと考えられます。町税の決算の詳細につきましては、後ほど税務会計課のほうで補足の説明がございます。

それでは、決算書の13ページ、14ページのほうを御覧いただきたいと思います。2款の地方譲与税です。こちらにつきましては、3項にございます森林環境譲与税が前年に比べ1,037万9,000円の増となりました。こういったことから、全体で1億2,675万7,000円の決算となっております。

3款以降、利子割交付金から次のページ、15ページ、16ページにあります6款の法人事業税交付金につきましては、大きな増減はございませんでした。

中段にございます7款地方消費税交付金につきましては、929万円の増となりまして2億1,420万8,000円の決算となっており、また8款ゴルフ場利用税交付金から9款環境性能割交付金につきましては、前年度に比べ大きな増減はございませんでした。

次に、17ページを御覧いただきたいと思います。10款の地方特例交付金でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が572万円減となりました。一方で、定額減税に係る補填分に係る特例交付金、徴税を減額した部分に対する特例の交付金がございましたが、そちらが2,918万7,000円の皆増ということで、トータルで6,488万2,000円の決算となっております。

次に、11款地方交付税です。前年度から1億8,736万6,000円増の30億364万8,000円となっております。普通交付税が1億7,845万2,000円の増となり27億3,565万円となり、特別交付税につきましても894万3,000円増の2億6,797万円となっております。こちらの交付税につきましては、職員給与等の人事院勧告に伴う増もございますし、物価高騰を反映した各費用の見直し等もあり、増額となったものと推察しております。

次に、23ページをお開きください。中段になります。15款国庫支出金につきましては、前年度と比較しまして4,051万6,000円減の5億6,352万3,000円の決算となっております。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が7,738万6,000円増となり、また障害者総合支援等給付費負担金、こちらにつきましても2,524万9,000円の増となりました。一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が7,922万5,000円の皆減、また道路メンテナンス事業費補助金が4,036万1,000円の減、また新型コロナ

ウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が2, 887万1, 000円の皆減となつたことによりまして、こういった決算となつております。

次に、27ページをお開きください。16款県支出金でございます。こちらも前年度と比べまして2億3, 860万円の減、3億3, 993万8, 000円の決算となつております。障害者総合支援等給付費負担金が1, 262万5, 000円の増となりましたが、強い農業づくり総合支援交付金、こちらが2億5, 920万3, 000円の皆減となつたことが主な要因となつております。

あと、少し飛びます。37ページを御覧ください。19款の繰入金でございます。こちらは前年度と比較しまして1億9, 475万9, 000円の減で7, 197万9, 000円の決算となりました。これは、公共施設等総合管理基金繰入金が2, 570万円の増となりましたが、財政調整基金の繰入金が9, 000万円の皆減、あとふるさとづくり振興基金繰入金が1億3, 900万円の減になつたことによるものでございます。

それでは最後に、43ページを御覧ください。こちらは、22款町債、下段のほうになります。前年度と比較して7億130万円の減、4億4, 280万円の決算となります。これは、情報通信施設更新事業債が新たに1億1, 600万円の皆増、また保育施設改修事業債が4, 470万円の皆増となりましたが、文化交流センター整備事業債が7億8, 540万円の皆減、ライスセンター整備事業債が4, 120万円の皆減となつたことが主な要因となります。

以上、歳入合計額は71億5, 321万7, 000円となつたところでございます。

補足説明につきましては、以上のとおりでございます。

○委員長（細谷地多門君） 担当課のほうから説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。歳入全般について、どなたかございますか。

〔「先に町税のほうの説明も併せてやってから質疑をいただきたい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待ってください。町税のほうの説明を今やつてから質疑受けますので。

会計管理者兼税務会計課長、寺地隆之君。

○会計管理者兼税務会計課長（寺地隆之君） 私のほうからは、1款町税の歳入について補足のご説明を申し上げます。

資料につきましては、議案第3号関係資料といたしまして、令和6年度一般会計歳入決算（町税）説明資料、こちらのデータで配布してございますので、ご用意のほうよろしくお願ひいたします。

○委員長（細谷地多門君） 皆さんよろしいですか、資料。

○会計管理者兼税務会計課長（寺地隆之君） 個別のファイル名で言いますと、08の05から名前が始まるデータ名になっていました。

○委員長（細谷地多門君） 皆さん、大丈夫ですか。

寺地課長、お願ひします。

○会計管理者兼税務会計課長（寺地隆之君） それでは、まず今御覧いただいているのは、議案第3号関係資料でございますが、決算書につきましては11ページ、12ページ、こちらを見開きで御覧いただきたいと思います。

まず、第1項町民税、1目個人住民税、1節現年課税分でございますが、調定額2億4,009万1,535円、対しまして収入済額2億3,783万5,354円、収入未済額225万6,181円でございます。徴収率は99.06%となっております。前年度より2,214万円ほどの減となっておりますが、納税義務者数が28人のマイナスで給与の総所得も減少していることから、人口減また高齢化等による労働人口の減傾向が影響しているほか、令和6年度は定額減税がございましたので、これによって減収となったものでございます。次に、2節でございます。滞納繰越分につきましては、調定額1,735万6,796円に対しまして、収入済額163万2,475円、収入未済額1,429万9,505円となっており、徴収率は9.41%となっております。

続いて、2目の法人町民税、1節現年課税分につきまして、調定額4,068万700円、収入済額は4,063万700円でございます。収入未済額は5万円、こちらは1社の均等割分となっております。法人の事業所数が前年度より3社の増となっておりますが、法人税割の税額が若干減少しまして、収入済額も減となったものです。2節の滞納繰越分でございますが、調定額5万円、収入済額3万円、収入未済額は2万円となっております。こちらは、分納中の法人に係るものでございます。

次に、2項の固定資産税です。1目固定資産税、1節現年課税分につきましては、調定額9億2,847万3,500円、収入済額9億1,941万8,000円、収入未済額905万5,500円、徴収率は99.02%となっております。令和6年度は、固定資産の評価替えの年度でございました。調定額のベースで申し上げますと、土地については約252万円の減、家屋は163万8,000円の減、償却資産につきましては5,922万5,000円ほどの減となっております。2節の滞納繰越分につきましては、調定額7,128万7,813円、収入済額334万1,780円、収入未済額6,532万6,933円、徴収率4.69%となっております。

次に、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、調定額、収入済額とも137万2,200円となっております。岩手県及び岩手県医療局が

所有し、使用されている軽米町内の校舎、官舎等に係るものでございまして、固定資産税は、これらにつきましては非課税となるものでございますが、税相当額が交付金として町の収入となっております。評価額の減少によりまして、前年より1万円の減となっております。

関係資料のほう、2ページにお進みください。軽自動車税でございます。3項軽自動車税、1目環境性能割、こちらは軽自動車の取得時に納める税で現在岩手県が市町村に代わって賦課徴収し、それぞれの市町村へ払い込んでいるものでございます。税額は、車体本体価格のゼロから2%となっており、燃費の基準など、定められた環境性能によって税率がそれぞれ区分されてございます。調定額、収入済額ともに338万9,800円となっており、令和5年度より108万3,000円の減でございますが、町民の方が新たに取得した車両のうち課税対象となった台数が減少したことによるものでございます。

続きまして、2目の種別割でございます。1節現年課税分は、調定額3,753万900円に対しまして、収入済額3,679万1,500円、収入未済額は73万9,400円、徴収率は98.03%となっております。2節の滞納繰越分につきましては、調定額205万1,200円、収入済額33万3,700円、収入未済額159万6,200円、徴収率16.27%となっております。4輪の軽自動車の台数につきましては、乗用が16台の減、貨物用が19台の増となっております。そのほかの原付は台数が減少傾向で、2輪や農耕用小型特殊自動車などにつきましては、台数が横ばいとなっております。

こちらの調定額及び収納額、増となっております主な要因は、旧税率の7,200円が適用される古い車両が減少し、現在の標準税率となる1万800円の新規の車両が増えたことによるものです。また、最初の登録された年度から13年を経過した車両につきましては、重課税の対象となりまして、乗用の場合では年税額が1万2,900円に上がることとなりますので、そちらの増減による影響も生じるところでございます。

続きまして、4項の市町村たばこ税でございます。調定額、収入済額とも6,986万2,343円となっております。販売本数の減により前年より122万5,000円ほど減少しております。

次に、4税の総額でございます。資料については、資料2ページの項目13番を御覧ください。こちらは現年度課税分の総額でございますが、令和5年度の決算額と比べ約8,728万5,000円、率にして6.25%の減となっております。要因といたしましては、これまで申し上げてまいりましたが、固定資産税の評価替えによる減、個人町民税の定額減税等による減が主なものとなります。徴収率につきましては、令和5年度と同水準99.1%を維持してございます。

次に項目14、滞納繰越分でございます。決算は、令和5年度より約2万9,000円の増となり、前年度とほぼ同額を確保してございますが、調定額が増えましたことから、徴収率は5.9%となり、若干減少しております。要因といたしましては、ここ数年は、新たな滞納繰越の発生を抑えるため、現年課税分のほうを優先的に収納していることが主なものと考えております。分納による解消、また滞納の整理、処分など肃々と進めてはおりますが、どうしても解決の困難な案件が残り、滞納の解消件数など伸びにくくなっている状況です。私どもといたしましては、岩手県地方税特別滞納整理機構、いわゆる滞納整理機構と引き続き連携しながら、滞納者の実態調査、納税交渉、滞納処分など、継続してまいりたいと考えております。

続きまして、資料のほうの4ページを御覧願います。4ページは、令和6年度の町税の不納欠損の状況について記載しております。表の左端が税目となっており、左から2列目は、理由、そこから右へ順に人数、金額、適用した条項を記載しております。最上段は町民税でございます。財産なし10名、64万5,206円、生活困窮3名、77万2,416円、所在不明が2名、7,194円、合計で15名、町民税については総額142万4,816円を不納欠損処理しております。

以下、固定資産税、軽自動車税と続き、普通税の合計と一番下の欄には国保税について記載しております。これらの表の理由の欄に記載しております内容ですが、財産なしといいますのは、換価して税に充てることの可能な財産がない場合に適用される条項の理由でございます。同じく生活困窮とありますのは、差押え等の処分を行うと、その方、またはその方の属する世帯の生活維持が困難になると判断された状態でございます。所在不明とは、滞納者の所在あるいは換価できる財産、充当のできる財産の所在が不明である場合に適用される条項の理由でございます。これらの3つの区分いずれかに該当した際に、地方税法の規定により、滞納処分については執行停止できることとされております。税の公平性の確保は当たり前、当然のことではございますが、滞納に関する納税相談等を行っておりますと、病気で療養中の方など、どうしてもこれ以上の徴収はなかなか難しいと判断するしかない方もいらっしゃいます。そういう場合に、不納欠損に至る一般的な流れといたしましては、まず収入、財産、資産の状況のほか、家族構成や生活状況等あらゆる実態調査を行い、その結果について慎重に検討を行い、先ほどの3つの条項に該当すると判断されるような場合に、執行停止の措置を取り、執行停止から3年が経過する時点で不納欠損処理を行うのが最も多いものとなっております。

町税の補足説明につきましては以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 以上、補足説明等をいただきました。質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

江刺家委員。どこの部分かというのを。

○ 5 番（江刺家静子君） 固定資産税です。評価替えによる件ということですごく金額が大きいのですけれども、この評価替えというのは、土地、建物、償却資産があると思うのですが、これは種類からいくと、どういう感じですか。土地は多分あまり変わりがないような気がするのですけれども、土地も幾らか下がっているのですか。あと償却資産のほう。

○ 委員長（細谷地多門君） 税務会計課長、寺地隆之君。

○ 税務会計課長（寺地隆之君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

評価替えにつきまして簡単に申し上げますと、土地、家屋につきましては、それぞれ3年に1度の見直し、価格のベースとなるものの抜本的な見直しを行っております。土地につきましては、不動産鑑定士によります標準宅地の鑑定のやり直しを3年に1度行っています。よく県の地価調査結果等新聞報道で出ているのを御覧になられているかと思いますけれども、あれは毎年行われて、今頃、8月、9月あたりに報道になっていると思いますが、あれのもっと詳しいものを私たちは3年に1度やっております。

その結果、令和6年度に適用するための土地の評価額については、少しやはり減少傾向が止まっていたといったところで、評価額の単価ベースについて、ほぼ下がっている、もしくは横ばいになっているというふうに設定しております。ただし、土地については、単価の見直しだけではなくて、地目変更等による増もございますので、単価の下がり具合がイコール調定額の全くの減少につながるというだけのものではございませんので、そこは申し添えさせていただきます。

家屋につきましては、建築資材等の市場価格について国のほう、総務省のほうで調査を行いまして、この材料については、この基準価格、もっと申し上げますと、この材料の上ランク、中ランクというような決め方までやっておりまして、標準的な数字を基に建築資材によりどのような建物が建てられているかというところまで計算をし直すことで、既存の建物につきましても、価格の見直しを行っております。通常であれば、3年に1度、建物について価格が下がっていきます。一般的なものについては、建築から約20年程度で下げ止まるような評価替えの仕組みでした。

償却資産につきましては、それぞれの物件により法定耐用年数が定められておりますので、それに沿って、評価替えにかかわらず毎年評価額、課税標準額のほうは少しづつ下がっておりますので、税収のほうにも、それは直結して出ている状態です。

以上となります。

○ 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほか。ないですか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） それでは、ここで休憩したいと思います。

午前10時50分 休憩

---

午前11時00分 再開

○委員長（細谷地多門君） 休憩前に引き続き再開したいと思います。

歳出は、款ごととしながらも、項ごと、目ごと、科目の量によって進めたいと思います。

主要施策の説明書記載の主要事業を重点に説明いただき、決算書の説明を一緒にお願いすることでおろしいですか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） それでは、2款総務費からお願いします。

○5番（江刺家静子君） 歳入終わりましたか。

○委員長（細谷地多門君） ないので、終わりました。ありましたか。最後に質疑漏れがあれば、受けますので、そのとき。

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） それでは、主要施策の説明書に基づいて順番に説明をさせていただきます。

まず、政策推進課分をご説明させていただきます。あと主要施策の説明書の事業費のほうの記載がございますが、こちらは1,000円未満を四捨五入してございますので、若干決算書と端数が合わない部分もございますので、そこはご了承いただきたいと思います。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、（1）、ふるさと納税の推進につきましてご説明させていただきます。令和6年度につきましても、前年度に引き続きふるさと納税のポータルサイトの活用、オンライン決済等を導入して寄附者の利便性を図りながら、証明書の発行など、負担軽減も図り、推進したところでございます。事業費は1,419万1,000円。内訳、内容といたしましては、返礼品、あとその配送料、あとはポータルサイトの利用に伴う委託料、あと決済の手数料、システムの使用料等の経費となってございます。決算書は、49ページから54ページにかけて各項目にわたってございます。

なお、令和6年度の寄附実績は2,044件、金額では2,950万6,000円の寄附をいただいております。前年度との比較では、件数は256件ほど減っておりますが、寄附金額は、ほぼ同額という状況となってございます。

続きまして、1つ飛びまして（3）、2ページになります。広聴広報活動、広報かるまい、広報かるまいお知らせ版の発行につきまして、広報かるまいにつきまし

ては月1回、広報かるまいお知らせ版は月2回の発行を行っております。事業費は、広報かるまいの印刷経費となりまして517万5,000円となってございます。決算書は、55、56ページを御覧いただきたいと思います。

続きまして、③、かるまいテレビ運営事業のほうになります。こちら、総務課と政策推進課で分けてございますが、政策推進課ではかるまいテレビの番組作製の業務を委託してございます。金額は990万5,000円となってございます。

続きまして、(4)、文書管理・電子決済システム使用料になります。事業費は220万7,000円。こちらにつきましては、令和5年度からシステムの構築を行っておりまして、令和6年4月から運用を開始した1年目となります。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。(7)、ふるさと会の支援として、在京軽米会に対する総会等への助成として12万5,000円となってございます。こちらは、在京軽米会の総会は令和6年11月9日に開催してございます。会員ほか総勢55名で開催されたということでございます。

なお、久慈軽米人会のほうもございますが、補助金申請のほうはされなかつたということで、1団体12万5,000円の事業費となってございます。

続きまして、(9)のほうに飛びまして、かるまい文化交流センターのイベント関係事業となります。こちらは、政策推進課分といたしましては、カのマンガワールド公開記念イベントからセの軽米町Sweets Festa!までを所管いたしております。かるまい文化交流センターのイベント経費としましては、全体で441万2,000円となってございます。カからセのうち、キの夏休みスラッグライン教室、あとこの第1回のど自慢大会、あとシの大人の料理教室の3つにつきましては、宇漢米館の活用促進プロジェクトの中で、役場各課の職員企画運営により実施したところでございます。

続きまして、2項企画費のほうになります。ページは、4ページとなります。(2)の聖地巡礼交流推進事業、こちらにつきましては、事業費で82万3,000円となってございます。内訳は、休憩所の借上料として24万円、あと案内マップの作成にかかる経費として36万円ほど、あと宇漢米館のイベント等来場者への記念品等の経費で22万3,000円となってございます。決算書は、69ページから72ページとなってございます。

続きまして、資料の4ページを御覧いただきたいと思います。(3)、地域おこし協力隊推進事業になります。こちらは、事業費は全体で2,953万3,000円となってございます。内訳といたしましては、政策推進課分が2,427万7,000円、産業振興課分で525万6,000円の決算となります。政策推進課分といたしましては、令和2年、令和3年に、それぞれ1名ずつ地域おこし協力隊を任命しております。その人件費及び活動費が含まれております。このお二人には、

令和6年度は、主に宇漢米館の利活用についての取組を進めていただいております。カフェの開設、あるいはオープニングイベントの企画、運営に携わっていただいたところでございます。そのほか令和6年度からは、伝統の味噌・醤油づくり継承プロジェクトに1名、町の魅力発信強化プロジェクトに1名、従事いただいております。そのほか隊員の募集の部分で事務的経費として、募集の業務委託を行っております。これが197万円ほどの委託料となってございます。

続きまして、(4)、軽米町ふるさと大使の任命による魅力発信ということで令和6年度から始めた事業となります。町の魅力発信のためのふるさと大使の制度を創設しまして、令和6年8月から神久保翔也氏をふるさと大使に任命いたしまして、活動をいただいているところでございます。事業費につきましては1万4,000円となってございます。こちらは、任命の際に、たすきとか、そういった消耗品関係の費用となってございまして、大使に係る事業費につきましては、旅費等を予算化させていただいたところですけれども、実績としてはございませんで、決算書上は1万4,000円となってございます。

続きまして、(5)、宇漢米館へのバス待合所の設置とバスの利用促進になります。こちらは、総事業費で95万1,000円、引き続き宇漢米館のバス待合所の設置、あと利用者の増のための高速バスの利用促進キャンペーンを令和5年度に引き続き実施したところでございます。また、八戸市内を走る定期バスへのラッピング広告を引き続き実施した事業内容となってございます。

続きまして、(6)、バス運行業務委託になります。決算書につきましては、69、70ページとなります。全体の事業費としましては6,156万7,000円、こちらは廃止路線バスの代替運行を2路線、あとコミュニティバス、町民バスの運行に係る経費となってございます。

続きまして、主要施策の説明書の5ページを御覧いただきたいと思います。(7)、バス路線維持対策費補助金、こちらの事業費は1,160万2,000円となってございます。こちらは、県北バス、JRバス、それぞれ路線維持のための補助を支出しているものとなります。決算書としては71、72ページを御覧いただきたいと思います。

なお、県北バスについては、南郷軽米線、八戸笹渡大野線、軽米八戸高速線、JRバスは二戸軽米線となってございます。

続きまして、(8)、協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金、決算額が79万3,000円となります。令和6年度は、3団体に対して交付を行っております。事業内容といたしましては、太鼓団体の太鼓補修、郷土芸能団体の衣装の更新、ライブコンサートの開催となりまして、宇漢米館が開設したことに伴いますコンサートの開催、あるいは団体活動をさらに活性化させるための備品の整備を行ったとい

う内容となってございます。

続きまして、（9）、行政区活動になります。89全行政区を対象に743万5,000円を交付したところでございます。積算といたしましては、基本額4万円、こちらに世帯数、1世帯当たり1,000円を加算して交付しております。そのほか、自主防災組織がございます行政区につきましては、自主防災活動を行った場合、交付決定額の2割を加算して交付してございます。令和6年度は、9つの行政区が活動を行っております。

（10）、地域活動支援事業費補助金、こちらにつきましては、引き続き地域の課題等の課題解決の事業に対し、助成を行ったところでございます。単一行政区では32地区、複数の行政区での実施が8団体、あと自主防災組織の活動が6団体ございまして、合わせて574万7,000円交付を行っております。

続きまして、（11）、結婚新生活支援事業補助金であります。令和6年度は、3件申請がございましたので、交付を行ってございます。こちらは、結婚を契機に町内に居住をして新生活を始める新婚世帯を対象に住居費、アパート代、あと引っ越しにかかる費用、あとは住居のリフォームの費用に対して助成を行ってございます。こちらの決算額は144万5,000円。前年度満額を交付できなかった場合は、翌年度に繰り越して受領できるという制度となってございまして、継続世帯が1世帯ございますので、合わせて4件となってございます。

続きまして、（12）、移住体験補助金になります。こちらは、決算額が2万7,000円、こちらの対象につきましては、軽米町に移住を考えている方等が、お試しで町を訪れて宿泊等をした場合の交通費、宿泊費を助成する制度となってございます。令和6年度は、2名、2件の実績がありまして2万7,000円の事業費となってございます。

続きまして、（13）、地域活性化起業人給与費負担金、事業費が560万円となります。こちらは、3大首都圏に所在する企業等から人材を派遣いただいて、地域の魅力向上につながる業務に従事するということで、令和5年度から現在派遣をいただいております。こちらは、特別交付税で措置されるもので560万円の負担金として企業に支払いをしているものになります。決算書は、73、74ページを御覧いただきたいと思います。

続きまして、（14）、軽米町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定業務委託料となります。事業費は262万9,000円、こちらの内容につきましては、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）ということで、現在ある計画の改定ということで行ったものになります。内容といたしましては、役場関係部署で所管する施設の温室効果ガス等の排出量の状況の調査、削減の目標等を定めた内容となってございます。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思います。6項統計調査費になります。令和6年度は、町民意識調査等の実施のほかに2025年農林業センサスの実施を行っております。こちらは、5年に1回の調査となりまして、令和7年2月1日現在での調査ということになります。事業費が279万3,000円、こちらの主な部分は、調査員の報酬になってございます。調査員は、78人、あと指導員5人をお願いして実施したところでございます。

以上で政策推進課分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、続いて総務課のほうをご説明申し上げます。

主要施策の説明書の資料につきましては、1ページを御覧いただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、総務課所管分、（2）、自治体DX推進事業でございます。決算額は310万8,000円となっております。こちらにつきましては、決算書は51ページからになりますが、主な事業といたしまして、電子契約、このシステムを活用し、事務の効率化を図っております。また、LINE公式アカウントの活用により、きめ細かな情報の発信を行っており、利用者の利便を図っておりますところでございます。

それから、ノーコードツールを活用し、新たにアプリの開発、活用を開始いたしました。こちらにつきましては、このツールを活用して令和6年度におきましては、消防団の活動実績、いわゆる出動した状況、そういったものについてシステムを構築いたしまして、団員のほうからは、そのシステムを活用してデータを登録、提出いただくという形を取っております。その結果、団員等あるいは幹部の方たちの負担軽減にもつながりますし、より正確、迅速に事務のほうに伝わるということから、報酬等支払いの事務の効率化が図られております。

それから、そのほかに310万8,000円中には、継続しておりますビジネスチャット使用料、あとはWebアンケートフォーム使用料、それから電子契約クラウド利用料、そういったものが継続して事業を行っておるものでございます。電子契約につきましても、当初、スタートの令和5年度におきましては9件だったものが、令和6年度においては38件ということで件数も増加しており、事業者のメリットとして、印紙税の節約、そういったもの等が挙げられております。

それから、また主要施策の説明書2ページになりますが、②番、軽米町情報通信基盤整備運営事業でございます。事業費決算額は1億6,663万3,000円となっております。こちらにつきましては、情報通信基盤整備事業により構築した光ファイバーを活用した各種情報通信サービスを継続するために設備の保守管理等、あるいは告知放送端末の活用等の充実を図るためにかかる経費でございますが、この中には3年間の更新ということで1億2,637万6,000円は、3年間でテ

レビ放送関連の設備更新工事を行っており、こちらにつきましては過疎対策事業債を活用いたしまして事業を初年度実施したところでございます。残る4,025万6,000円が、この運営費用というふうな形で活用しておるものでございます。

それから次に、③番、かるまいテレビ運営事業の中、かるまいテレビ放送設備保守業務等ということで1,230万8,000円の決算となっております。こちらは、維持経費、保守業務という形での経常経費となってございます。

それから④番、防災行政無線運営事業、決算額は1,461万4,000円、こちらにつきましても、役場からのお知らせ、気象情報あるいは災害緊急時の連絡、そういうものの運営のためにかかる費用となっております。

総務課は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 税務会計課主幹、於本博之君。

○税務会計課主幹（於本博之君） それでは、税務会計課の主要施策の説明を申し上げます。

主要施策の説明書は2ページになります。一番下の（5）、コンビニ収納の実施でございます。決算書につきましては、58ページを御覧ください。コンビニ収納につきましては、町税の納付方法等の時間の拡充のため、コンビニ収納代行サービスを活用することで納税者の皆様の利便性の向上を図ったものでございます。事業費としては、コンビニ収納手数料50万7,000円、コンビニ収納システム使用料が35万円となってございます。令和6年度の利用実績につきましては6,915件の取扱いで納税額が8,087万4,000円となっております。

税務会計課分は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） それでは、次に町民生活課分でございます。町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） 2款総務費の町民生活課分です。主要施策の説明書3ページ、（6）、交通安全運動の実施についてでございます。決算書は、59ページからです。高齢者運転免許証自主返納の促進につきましては、運転免許証を自主的に返納いたしました75歳以上の高齢者の方に対しまして、商品券2万円分、令和6年度は25名の方にお送りしたものでございます。

②の交通安全関係団体の助成につきましては、交通安全活動を実施する2団体に對しまして44万7,000円の支出となっております。

続きまして、主要施策の説明書4ページ上段、（10）、物価高騰対策生活者支援事業です。決算書につきましては、67ページでございます。物価高騰等の影響が長期化する中、町内に住所を有する方を対象に1人当たり5,000円分の商品券をお配りしたものです。事業費につきましては4,301万2,000円でございます。

続きまして、2項の企画費です。（1）、花いっぱい運動の展開についてでございます。令和6年度は、28団体の参加をいただきまして、花いっぱいビューティー軽米推進コンクールを実施しまして、環境美化意識の高揚に努めたところでございます。事業費105万8,000円でございます。参加団体に対する謝礼や花の苗の育苗業務委託料が主な内容となっております。

町民生活課分は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） では、教育委員会関連部分についてご説明いたします。

主要施策の説明書は、3ページをお願いいたします。決算書につきましては、65ページから68ページとなります。主要施策の説明書、3ページの中段ですけれども、（8）、かるまい文化交流センター運営管理事業ということで総額6,345万5,000円になっております。こちらの部分ですけれども、宇漢米館の管理運営に係る経費となっております。アといたしまして、各種保守点検業務委託料、こちら法定及び機能保全のための点検等を委託してございます。イにつきましては、ロボット掃除機あるいは公用車等のリース料。ウについては、施設の管理用の消耗品。エということで人件費、こちら会計年度任用職員9名の人件費2,243万3,000円となっております。オにつきましては、宇漢米館の水道料及び電気料。それから、カ、キにつきましては、それぞれの記載の項目のとおりとなっております。

（9）、かるまい文化交流センターイベント開催ということで、こちらですけれども、2款のほうから支出した部分、教育委員会担当はアからオまでということになっております。

なお、令和6年度の宇漢米館の来館者数は5万2,997名ということで集計を取っています。

教育委員会の説明は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） それでは、資料の4ページ、2款2項企画費のうちの（3）、地域おこし協力隊推進事業でございます。産業振興課分は525万6,000円の事業費となっております。こちらにつきましては、地域おこし協力隊2名が着手しております、そちらの人件費、それから補助金の支出となっております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 2款総務費の1項、2項、3項まで主要施策の説明書について複数の担当課が担当している部分について、それぞれ説明を受けました。

質疑を受けたいと思います。質疑は、区切ったほうがいいかな。全体でもいいですか、区切ったほうがいいですか。

[「全体でいい」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 全体でいいという声がありますので、全体で質疑を受けたいと思います。

2款総務費。中村委員。

○6番（中村正志君） 今説明のあった政策推進課のほうで広報のほうですけれども、広報活動は広報紙、毎月1回発行しているということですけれども、そのほかの事業等がいろいろと紹介されました。初めて聞く実績等があると思って、ちょっとあれでしたけれども、そういう広報活動の中で町の事業等の事業実績内容等をもっと紹介したほうがいいのではないかというふうに私はちょっと感じました。

例えば地域スタートアップ何とか、例えば補助金の関係とか、どういう人たちがどういうふうな事業をやって、どういう補助金をもらっているのかとか、そういうふうなのが正直言って一部の人しか、そういう補助の内容が分からぬのではないかなと。やはり広く、こういうふうな方々が申請して補助金をもらっています。そのうちその中身はこういうふうな内容ですよというふうなものを広報で実績紹介というふうな形で紹介するということは、やっぱり町民全体が、ああ、こういうのだったら我々も、そういうふうなものをできるのだなというふうな形になるのではないかと思うので、やはり広く、実際に自分たちの所管課でもあることですし、広報活動で、自分たちの事業をもっともっと広く、町民にお知らせをしていくというふうなやり方が必要ではないのかなというふうに感じますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで広報活動といいますと、協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金のお話もございましたけれども、事業の概要と申請などについての周知がもっとあったと思います。ただいまご指摘いただいたことも踏まえまして、皆様に分かりやすいような広報活動に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。先ほど移住の関係の方もいらしていたようですし、そういうふうな方々も、こういう人たちが来ているのだなということも含めて紹介いただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あわせて次、バスの関係ですけれども、まず先に高速バスの関係を、今補助金は終わったのかな、いずれ軽米町から盛岡市までの利用状況とか、あと東京都から来

る、東京行き、そういう利用状況というのを把握できていますか。

もう一つ、まだやっているのだなと思ったのは、八戸市の日赤病院との往復の高速バスがあるようです。それらの利用状況はどうなのかなと。果たして利用している人がいるのかなと、逆に私は不安になったのですけれども、その辺の利用状況はどうなのかなと。なくならなければいいなと思っていましたけれども、把握している分でお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、高速バスの利用状況につきましては、こちらのほうで補助金なりの支援をしていないということですので、正確な報告というのは今はございませんので把握しておりませんけれども、宇漢米館の高速バス利用促進キャンペーンの実績というところでお答えさせていただきます。

令和6年度につきましては、八盛号は利用回数478回、東京都まで行くシリウス号で利用回数191件の計669件となっております。この中には、申請した方になりますので、これ以上乗っていらっしゃると思います。

また、県外、町内の方が主にご活用いただいているけれども、町内ですと、千葉県、東京都などの首都圏、あとは近隣ですと二戸市、洋野町、九戸村といった方が宇漢米館からのご利用をいただいているというふうな状況となっております。

あと軽米八戸高速線、日赤病院、また八戸駅までと、軽米病院から発車しております、いわゆる高速線と呼んでいますけれども、令和6年度の実績は369件となっております。昨年度、令和5年度は399件、最近ですと、利用人数としますとおおむね400人程度というふうな状況になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございました。今の数字を聞いて、割と利用しているのだなというふうに感じました。これが1つには、宇漢米館のバスの待合室、朝6時から夜11時まで開けていますから、その辺との兼ね合いも含めて、やっぱりこの利用人数等は把握して今までいいとか、その辺のところは考えて、それは進めていってほしいなと思っていましたけれども、予想以上に利用しているというふうに私は思いましたけれども、それでよろしいのかどうか。

これからも利用促進を図ってほしいなど。「ハイキュー！！」の関係もあるのかなというふうに思ったりもしていますけれども、あと高速バスのほうはいいのですけれども、バス路線のほうが、先日全員協議会でちょっと説明をいただいて、廃止路線がどんどん増えつつあるなというふうに感じるわけですけれども、これが二戸軽米線を含めて今後増えなければいいなというふうに思っているのですけれども、

そこで現状を何とか維持していくためには、やっぱり利用者、運転士不足だけではないと思うのです。

利用者があれば、運転士不足どうのこうのといっていないで運行はしていくのではないかと思いますので、できるだけ利用促進を図るひとつ手立てを考えるべきではないのかなというふうに思うのですけれども、私以前に一般質問の中で、今走っているところの町内に住んでいる方々に対しての利用を図る上で補助金等も考えてはどうかと、これは実際に住民の方から提案されたことだったのですけれども、そういうふうなことも考えても、あってもいいのかな。

そして、定期バスが走っていないところには100円バスで利用促進を図っていく。それらとバランスを取ってはいかがかなというふうなことでお話ししたつもりでしたけれども、それが1つ。

あわせて、今スクールバスを購入するようですがれども、もう毎年のようにスクールバスを購入しているのですがれども、やはりスクールバスの関係も含めて、定期バスとの併用というふうな考え方もあるってもいいのではないかなど。例えば今はもう全町内から軽米中学校に来ているわけですので、定期バスが通っているところから来る子供たちについては、定期バスを利用してもらうような手だても必要ではないのかなというふうに私は思っていました。そういうふうな形で、とにかく定期バスの利用を少し促進してほしいなど。

前にも言ったかも知れませんが、二戸市のほうでは金田一の子供たちが何か定期バスを利用して学校に集団登校みたいな感じで行っているという姿を見たという人がいました。そういうふうな形でもできるのではないかなどというふうな気もするのですがれども、何とかバス路線を廃止しないための手立てを講じてほしいなと思うのですがれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、バス路線につきましては、町民バス、またコミュニティバス、様々運行してきている状況ではございますけれども、総じて利用者数は減少してきている状況となっております。ただいまお話しいただきました二戸軽米線についても、昨年は全体で4万3,000人程度の延べ人数になりますけれども、二戸市分も含めて乗車があるわけですけれども、やはり委員おっしゃるように、利用促進という考え方には必ず必要になってまいりますので、その点につきましても、事業者等との協議もしながら、ただ補助金を出すということだけではなくて、そういったことが図られるような方策については、引き続き考えてまいりたいと思います。

また、定期バスの利用という面でスクールバス的な利用というふうなご提案もございました。晴山の一部については、定期バスでスクールバス利用ということで乗

車している事例もございますので、今後、今年度はバスの全体の現状調査をしながら、令和8年度に全体的な見直しを行うというふうな予定となっております。ただいまいただいたご意見も含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） では、別な部分ですけれども、ふるさと会ですけれども、ふるさと会は、今東京在京軽米会だけのようですが、今度在仙軽米会等も設立するというふうな方向のようですが、これの補助金の12万5,000円の根拠というのは、どういうふうな根拠があるのでしょうか。

[「ちょっと休憩お願いします」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前11時45分 休憩

---

午前11時46分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

中村委員。

○6番（中村正志君） ふるさと会に関してですけれども、現状は今在京軽米会、年に1会総会があるときの支援等に限られているのではないかなというふうに感じているのですけれども、そのほかに逆に言えば、もっと利用、利用という言葉が正しいかどうかあれですけれども、活用したほうがいいのではないかな、ふるさと軽米会の方々に対して、何らかのつながりを軽米町との連携といいますか、何かその辺の何かしらいろんな、例えば物産展とか、いろんなもの等もやっているかとは思うのですけれども、軽米町から行って宣伝しようとしたときには、常にそのふるさと会には全部PRするとか、そちらの人たちにも来てもらって何かお手伝いしてもらうとか、何かそういう軽米町での事業を東京都のほうに行って広めてもらう、啓発してもらうとかという、何かつながりをもっと、ただ単なる総会の支援だけではなく、そういういろんな軽米町の事業をそういうふうな形でPRできるような状況をもっともっと支援して、輪をもっと広げていけるような状況をつくる必要があるのではないかなど。

これから例えば在仙軽米会を設立する場合も含めて、また八戸市は今なくなっているのですけれども、八戸市でも何らかの形でふるさと会だということで一つのどこか事務局をつくれば、そういうふうな形で連携をしていってもっと輪を広げていくとか、何かいろんな形で町出身者の人たちがあちこちにいると思うので、例えば大阪府のほうにもいないわけではないと思うし、だからそういうふうな人たちとの

ただ単なるふるさと会の総会で集まったときに補助金をやるというだけではない、何らかのもっとふるさと会を活用した町としての施策をPRするような何らかの方法、発展的な事業に進めていけるような状況をつくって実施したほうがいいのではないかなど私は思っているのです。軽米町だけにいる場合は、ちょっと狭い状況になってくると思いますので、かえってそういう人たちを利用して、かつ応援してもらう、支援してもらったほうがいいのではないかと思うのですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

首都圏での各種イベント事業は行っておるわけですけれども、その際には、在京軽米会の皆様にも情報提供のほうはさせていただいてはおります。また、町の広報紙などの送付の際に、様々な情報も提供させていただいております。

しかしながら、またそこから輪を広げていくとか、そのような見解まではまだ至っていないと思いますので、ただいまいただいたようなご意見も踏まえまして、今度設立のほうを進めております宮城県でのふるさと会の設立の際にも、様々皆様からご意見をいただいて進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほかありませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 決算書の52ページの役務費の中に弁護士法律顧問料9万9,000円というのがあります。これは、多分毎年委託契約して委託料、その委託料だと思うのですが、このほかに軽米町は医療局との裁判を抱えているわけです。令和4年から始まって、既に3年が経過しました。その弁護士料とか、裁判費用は裁判が終わった後に払うのかもしれません、その弁護士費用というのは、最初に1回払ったかと思うのですが、あと昨年度の決算書になかったのですが、その弁護士料はどうなっているのかお願いします。

〔「休憩お願いします」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前11時51分 休憩

-----  
午前11時51分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） 江刺家委員のご質問にお答えいたします。

最初に、決算書52ページにございます役務費、弁護士法律顧問料でございます。これは、毎年予算、決算で申し上げておりますとおり、顧問弁護士に対する依頼ということで年間9万9,000円で相談に応じていただくということで5時間程度に9万9,000円となっております。月平均に直しますと八千幾らかなると思いますが、それでその5時間を超過いたしますと、30分当たり9,900円で追加の相談料というものが発生いたします。令和6年度決算9万9,000円とありますとおり、5時間以内の相談で令和6年度は終了しているということでございます。

2点目のご質問の今係争中の医療局関係の訴訟の関係でございますが、こちらにつきましては令和4年度に決算でもご説明申し上げましたとおり446万8,669円ということで、弁護士との委託契約を結び支出しておるものでございます。この弁護士費用につきましては、着手金と合わせまして今後の相談内容等に応じて必要となるであろう経費を預り金として加えた額としてお支払いして契約しておるものでございます。

したがいまして、裁判が結審といいますか、裁判が終了した時点で弁護士との委託内容の精算を行う形で、不足しておるのであれば追加の費用、あるいはこれで足りているのであれば精算での返納というような形になるものでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございました。裁判が始まって3年たったわけですけれども、3年で決着がつかなければ、そろそろ高等裁判所に移るのかなと普通は考えそうな気がするのですが、その辺をこれから見通しは分かるのかな、今どういう状態なのかお話しできるのであれば、お聞きしたいです。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） 今どういう状況かとか、高等裁判所という話ですけれども、まだ結審しておりませんので、当然上のほうに行く、行かない部分、あるいは和解する、しない、そういった部分を含めて今お互い審議をしながら、裁判所の判断を待っている状況でございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） ということなそうです。よろしいですか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 別の質疑、決算書の58ページに役場周辺櫻診断業務委託料110万円とありますけれども、この診断がどういう診断なのかお聞かせください。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまのご質問でございます。役場周辺のケヤキというのは、皆さんご存じのとおり、今かなりな大木になっているとともに、かなり傷んでいるということで、周辺の住民の皆様あるいは来庁される皆様への危険等も考慮していくかなければならない、管理していかなければならぬという中で、小岩井農木に委託いたしまして、このケヤキの現在の状況、どうしたら再生する、あるいは傷んでいるのが事故のないようになるのか、そういう部分を診断いただくということで、令和6年度と、あと今年度も実施しております。

結果、結論を申し上げますと、かなり伐採といいますか、もうこれは切ってしまったほうがいいというふうな判断の木もございますし、若干手を加えて再生への道を図るという部分もございました。いずれにしましても、かなりの大木でございます。あと文化財指定になっている部分もあるので、その辺の部分との教育委員会とかとの協議も含めながら、今後の対応を図っていかなければならぬということで、現在は今後の対策を診断結果を基に検討している状況でございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ケヤキの診断、こっちの後ろの沢通り側の人たちは、本当に葉っぱが落ちるだけでなく心配をしているということでしたので、ケヤキだけでなくて、切ったほうがいいのであれば切って整備していただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） それは、要望。

○5番（江刺家静子君） 要望です。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） 当然ながら、そのようにして対応を検討してまいります。

○委員長（細谷地多門君） 今の関連、別なもの。それでは、昼休憩をしたいと思います。いいですか、関連でなければ。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 答弁漏れ、ちょっと待ってください。先ほどの中村委員の質問に対しての答弁がなかったので、政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） 先ほどの在京軽米会の補助金の実績の関係で、その積算根拠ということで、中村委員からご質問あった件でお答えいたします。

補助の基準といたしましては、参加者1人につき2,000円を上限ということで行っております。そのほか会場の借上料があった場合には、その2分の1を足しまして上限1団体当たり12万5,000円ということで設定させていただいております。

なお、参考までに令和6年度の在京軽米会の総会の費用の実績を補助金の精算の際に出していただいております。そのほうからいきますと、全体の経費としましては47万9,050円経費がかかっているということになります。そのうち参加者は55名ということで、そちらの経費に対して、上限である12万5,000円を交付したということになります。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） それでは、午前中はここまでにしたいと思います。午後1時から再開したいと思います。暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 零時59分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、午前中の休憩前に引き続き、午後からの委員会を再開します。

先ほどは、2款総務費の部分で歳出の部分途中で休憩しましたが、どなたか、続きをがあれば、発言を許したいと思います。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 決算書70ページの委託料なのですけれども、地域おこしプロジェクト業務委託料、喫茶コーナー運営業務委託料があるのですが、その喫茶コーナー、地域おこしプロジェクト業務委託料というのは、これはどなたに、委託料をどこに払っているのですか。

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

こちらの喫茶コーナーの業務委託料につきましては、宇漢米館2階のカフェコーナーの部分の経費となっております。令和6年6月から土日営業を始めていただいたところでございますけれども、協議会のほうを組織して運営しているのですけれども、平日の営業を増やしていただきたいということで、町のほうから平日を含めて人件費として1名分を雇用する分の費用を委託料として支出しているものでございます。

平日営業につきましては、9月から水曜日、木曜日、金曜日を追加して、週5日営業していただいているところです。こちらの経費につきましては、人件費ということで、その人件費分を実績報告いただいて、その実績として最終的に精算を行っているということでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

江刺家委員。

○ 5 番（江刺家静子君） ありがとうございます。前にあそこで喫茶コーナーをやりたい方を募集していたかと思うのですけれども、営業時間とか営業日数とかで何か利益を生むというのは大変みたいだなと思っていたのですけれども、人件費分を支出するというのであれば、これからも継続していくのかなと思いますが、実際問題として、例えば町で食堂をしている方がそこを引き受けてやりますとかというのはちょっと、これがなければできないのではないかなと思いました。これからもこれを続けていくのかなということでお伺いします。

○ 委員長（細谷地多門君） 今の質問、いいですか。政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○ 政策推進課主幹（鶴飼義信君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

今後についてといったところになりますけれども、まず令和6年度カフェを立ち上げていただきて、2年目になりますけれども、令和7年度については、新たなメニュー等試行していただくということで、位置づけとしては、調査業務の委託ということで町では支出している状況になります。

今後につきましては、広報等も含めてそういった、どういう形がいいのかというのを大体3年をめどに検討しながら、今後について考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○ 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

江刺家委員。

○ 5 番（江刺家静子君） ありがとうございました。ちょっと知らないで申し訳ないのですが、協議会に委託してということでしたので、何協議会、正式名称。

○ 委員長（細谷地多門君） 政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○ 政策推進課主幹（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

名称は、宇漢米館 c a f e、カフェはローマ字での c a f e 協議会、その代表は、地域おこし専門員になっております菅野隊員が代表ということで組織していただいているところになります。

以上です。

○ 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

江刺家委員。

○ 5 番（江刺家静子君） そうすると、宇漢米館 c a f e 協議会ということだけれども、協議会、三、四人の方が協議会の会員ということなのですか。ありがとうございます。

○ 委員長（細谷地多門君） いいの、質疑。政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○ 政策推進課主幹（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

構成員としては、5名なはずです。そのほかにパートという形で1名雇用してい

ると、協議会のほうで雇用を行っているという形です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、2款総務費を終わりたいと思います。

3款民生費、それでは補足説明をお願いしたいと思います。町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） それでは、3款民生費、町民生活課分です。1項社会福祉費についてです。主要施策の説明書につきましては6ページ、決算書につきましては85ページになります。

（1）の社会福祉事業、さわやかカップル祝金制度につきまして、結婚後1年以上軽米町に居住する意思があるカップルにつきまして商品券や現金をお送りしたもので、令和6年度は10組が該当となりました。事業費につきましては100万円となっております。

続いて、飛びまして主要施策の説明書9ページ上段でございます。（9）の重度心身障害者医療費給付費でございます。決算書は95ページ中段です。重度心身障がいの方に対しまして医療費の一部の給付を行ったもので、令和6年度は218名の方に対しまして1,915万3,000円の支出をしたものでございます。

続きまして、2項児童福祉費についてご説明いたします。（1）の児童福祉事業でございます。主要施策の説明書9ページ、決算書97ページになります。すこやかベビー祝金制度です。令和6年度は32名に対して商品券と現金と合わせまして150万円をお贈りいたしました。内訳は、主要施策の説明書に記載のとおりですので、ご確認いただければと思います。

続きまして、下段の（3）、福祉対策医療費につきましてです。決算書は、99ページになります。乳幼児、妊産婦、ひとり親家庭及び児童生徒に対しまして医療費の一部を給付することにより、適切な医療の受診と健康の維持に努めたものでございます。医療費助成全体で2,670万9,000円の支出となっております。内訳につきましては、記載のとおりでございます。該当人数でございますが、令和6年度は幼児180人、妊産婦14人、ひとり親家庭で193人、児童生徒235人、未熟児療育医療は、お一人の該当となっております。

町民生活課分は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 会計管理者兼税務会計課長、寺地隆之君。

○会計管理者兼税務会計課長（寺地隆之君） 主要施策の説明書の6ページ、税務会計課分についてご説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費の（2）、定額減税補足給付金でございます。この事業につきましては、歳出科目が2つございまして、今の3款民生費のほか主要施策の説明書の同じく6ページの上の方に2款3項の徴税費（1）にも同じ内容を記載しておりますが、同じ内容ですので、今まとめてご説明させていただきます。

この事業ですが、物価高騰対策として令和6年度の税制改正に基づく定額減税により、納税義務者の負担緩和を図りながら、要件を満たす納税義務者に対しては、減税可能額が税額を上回る場合に、当該差額の給付を行ったものとなります。こちらにつきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の国庫を財源として行った事業でございます。

事業につきましては、1,586名の方に対し、合計で6,835万円の支出をしたものでございます。そのうち3款民生費、社会福祉費のほうから繰越明許から175万円を支出しており、徴税費のほうからは6,660万円を支出しております。決算書につきましては、社会福祉費が88ページ、徴税費につきましては76ページに記載しております。

税務会計課分は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） それでは、3款民生費、健康福祉課分についてご説明させていただきます。

ページは6ページでございます。（3）、軽米町物価高騰対応重点支援給付金事業、こちらにつきましては、先ほど税務会計課でご説明したのと同じ国庫事業になります。物価高騰対策として、令和5年度住民税非課税世帯に対して18歳未満の児童1人当たり5万円の支援金を給付したものでございます。決算書のページにつきましては、87、88ページでございます。

続きまして、（4）、軽米町物価高騰対応重点支援給付金事業、同名の事業になります。こちらにつきましては、令和5年度住民税均等割非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の支援金を給付したものでございます。事業費につきましては、2,880万円でございます。決算書のページにつきましては、同じく87、88ページでございます。

以上、2つの事業につきましては、繰越明許の事業でございます。

主要施策の説明書7ページになりますが、（5）、令和6年度軽米町物価高騰対応重点支援給付金事業でございます。事業費は1,080万円でございます。決算書のページは、同じく87、88ページでございます。こちらも物価高騰対応対策といたしまして、令和6年度に新たに住民税が非課税となった世帯等に対して1世帯当たり10万円、18歳未満の子供に対して1人5万円の支援金を給付したものでございます。

（6）、令和6年度軽米町物価高騰対応重点支援給付金（3万円）事業でございます。こちらについての事業費3,305万円でございます。決算書のページにつきましては、同じページでございます。こちらも物価高騰対策といたしまして、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり3万円、18歳未満の子供に対しては2万円、1人当たりの加算を給付したものでございます。

（7）、福祉灯油費等給付事業（生活困窮者冬季特別対策事業）でございます。こちらにつきましては、事業費476万8,000円、灯油価格の高騰が続く中、影響を受けている低所得者世帯につきまして1世帯当たり8,000円の給付を行ったものでございます。給付実績でございますが、596世帯でございます。

（8）、高齢者対策福祉事業、①、生活支援体制整備事業でございます。こちらにつきましては、地域の助け合いを広げるために専門職を配置し、地域の活動や人をつなげる関係づくりの支援等、地域に合った仕組みづくりに努めたものでございます。事業費につきましては、915万9,000円。決算書のページは、89ページから90ページでございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員、専門職2名分の人事費でございます。

②、認知症総合支援事業でございます。こちらも同じく会計年度任用職員、専門職2人の人事費でございます。こちらにつきましては、認知症の人や、その家族の支援及び早期発見、治療への支援体制の構築や認知症に対する普及啓発に努めたものでございます。事業費につきましては、886万7,000円でございます。

③、長寿祝金、こちらにつきましては、90歳及び100歳に到達した高齢者に対して祝金を交付したものでございます。100歳の到達者が9名、90歳到達者、すみません、こちら75名となっておりますが、76名の間違いでございました。事業費につきましては、408万円でございます。

④でございます。敬老の日のお祝い事業、事業費は117万5,000円、こちらは傘寿及び米寿に到達した高齢者に対して記念品をお贈りして、敬老思想の高揚と老人福祉の増進を図ったものでございます。対象者につきましては、傘寿が83人、米寿の対象が90人となっております。

⑤、緊急通報装置等の整備、こちら事業費は116万8,000円でございます。設置台数につきましては、28台でございます。在宅の独り暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時の連絡体制を整備し、安全の確保に努めたものでございます。決算書のページにつきましては、91から92ページでございます。

⑥、食の自立支援事業委託料、こちら4事業所に委託してございます。事業費につきましては628万円、高齢者分が606万2,000円、障がい者分が21万8,000円でございます。高齢者及び障がい者の見守りと食の支援を目的とした事業でございます。決算書のページにつきましては、91から92ページ、障がい

者分につきましては、93から94ページでございます。

⑦番でございます。通所型介護予防事業（はつらつデイサービス）でございます。こちら事業費は465万2,000円、軽米町社会福祉協議会に委託して行っておるものでございます。社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図ることを目的に65歳以上の高齢者を対象として実施したものでございます。決算書のページにつきましては、91から92ページでございます。

8ページに移ります。⑧、総合相談支援事業でございます。これは、地域包括支援センターブランチ委託料でございます。こちらも社会福祉協議会に委託したものでございます。事業費は599万2,000円でございます。総合相談支援事業、要援護高齢者の実態把握等を実施することを目的に高齢者が安心して生活できる体制強化に努めたものでございます。決算書のページは、91から92でございます。相談件数につきましては、延べ1,291件の相談を行っております。

⑨番、二戸地区広域行政事務組合負担金、介護保険事業分でございます。こちらは1億9,711万5,000円、二戸広域管内の介護保険事業の円滑な運営に努めたものでございます。

⑩でございます。いきいきシルバー活動総合支援事業費補助事業、こちら事業費は170万円でございます。事業実施主体は、軽米町社会福祉協議会でございます。高齢者の生きがいづくりを促進するため、生きがい就労活動、相互支援活動、能力活用活動、安全対策活動に対して助成したものでございます。

⑪番、二戸地域権利擁護支援事業、こちらはカシオペア権利擁護支援センターに委託したものでございます。事業費につきましては721万円、成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を二戸地域4市町村で委託したものでございます。関係団体等との連携や制度利用促進が図られたものでございます。こちら高齢者分につきましては637万3,000円、決算書のページは91から92ページ。障がい者分につきましては83万7,000円、決算書のページは93から94ページでございます。

（7）、障害者福祉事業、①、地域生活支援事業、アでございます。基幹相談支援センター等機能強化事業、専門的な相談支援等を要するケースへ対応する目的で圏域4市町村で委託している相談支援事業者（カシオペア障連、桂泉会）へ専門員を配置したものでございます。事業費につきましては354万4,000円でございます。決算書のページは、93ページからです。

イでございます。地域活動支援センター運営事業費補助金、こちら軽米町社会福祉協議会の運営に助成したものでございます。事業費につきましては806万4,000円。障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与したものでございます。決算書のペ

ページにつきましては、95から96ページでございます。

ウでございます。日常生活用具給付事業、事業費は189万6,000円、障がい者の方の日常生活上の困難を改善し、自立支援や社会参加の促進を図るために日常生活用具を給付したものでございます。決算書につきましては、95ページからでございます。内容につきましては、ストマ装具190件、紙おむつ2件、床走行式リフト用バッテリー1件、住宅改修1件でございます。

②でございます。福祉タクシー事業でございます。こちらは、重度心身障がい者（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A）または80歳以上の独居老人に対してタクシー料金の基本料金を助成しまして、社会参加の促進と福祉の向上に努めたものでございます。決算書のページにつきましては、93ページからとなります。

③、補装具給付事業でございます。事業費は392万4,000円。身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者、身体障がい児に対して補装具（義肢装具、補聴器、車椅子等）を交付したものでございます。決算書は、95ページからとなります。

④、障害者自立支援給付事業、こちらは障がい者及び障がい児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付等の支援を行ったものでございます。事業費につきましては4億4,344万6,000円。決算書のページにつきましては、95ページでございます。給付実績につきましては、記載のとおりでございます。

9ページでございます。（8）、障害者自立支援医療給付事業、（更生医療）給付事業5人、（育成医療）給付事業は1人でございます。事業費につきましては、更生医療給付事業933万6,000円、育成医療給付事業につきましては1万8,000円、合計で935万4,000円でございます。身体障がい者及び身体障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療費を給付したものでございます。決算書につきましては、95ページからでございます。

2項児童福祉費でございます。②番、児童手当、事業費は8,399万5,000円でございます。令和6年度10月分からは制度拡充により、支給対象児の年齢延長と第3子以降の手当額の加算が行われております。決算書ページにつきましては、97ページからでございます。

③番、障害児通所給付事業でございます。事業費につきましては1,509万5,000円でございます。障がい児が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付を行ったものでございます。決算書につきましては、97ページからでございます。実績につきましては、記載のとおりでございます。

（2）、母子福祉事業、寡婦等医療費給付事業でございます。こちら対象者は1

0人となっております。事業費につきましては16万6,000円。決算書のページにつきましては、99ページからでございます。寡婦等に対して医療費の一部を給付することにより、寡婦等家庭の健康維持と福祉の増進を図ったものでございます。

続いて、10ページになります。2項児童福祉費、(4)、地域子育て支援ひろば運営費、こちらにつきましては、利用者は延べ人数で1,267人となります。事業費につきましては699万5,000円。かるまい文化交流センター内でピヨピヨひろばを開設したものでございます。決算書につきましては、99ページからでございます。

(5)、放課後児童クラブ運営費、事業費につきましては1,826万1,000円、こちらは放課後児童健全育成支援事業で実人数は64人でございます。放課後児童クラブの運営費でございます。決算書のページにつきましては、101ページからでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 3款民生費について、1項、2項のご説明をいただきました。全般について質疑はどなたかございませんか。

田村委員。

○7番（田村せつ君） 主要施策の説明書9ページのすこやかベビー祝金制度のことについてです。第1子が3万円、第2子が5万円、第3子が5万円、第4子以降が10万円となっていますが、これは第1子のところを見直してみてはどうかなとちょっとと思いました。

というのは、第1子は、初めてのお子さんであり、全て全部新しくしなければならないし、初めてのお祝いなので、少しでもお祝い金が高いほうがいいのかなと。そして、第4子は、見ると今のところはゼロであまりない。第1子が一番多いので、第1子のところを見直してみてはどうかなと考えましたけれども、いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） ご意見ありがとうございました。こちら令和3年度に見直しをしたところでございまして、以前にも皆様からご意見をいただいたところでございまして、今のところは現行どおり進めているところでございますが、お子さんが増えていくということをお祝いするという意味もあって、どんどん金額を増やしていくという意図で始めたものであると認識しておりますが、今後の課題として検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

田村委員。

○ 7 番（田村せつ君） 確かに要望して、第1子を上げてもらった経緯はありますけれども、やっぱり今考えてみると、第1子というのは、とても大切なお産だし、少しでも見直してみてくださればいいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 委員長（細谷地多門君） 答弁はいいですか。

○ 7 番（田村せつ君） はい。

○ 委員長（細谷地多門君） そのほか。

江刺家委員。

○ 5 番（江刺家静子君） 決算書の92ページの老人福祉費の負担金、補助及び交付金のところなのですが、この中で二戸地区広域行政事務組合負担金として、民生費関係、それから介護保険特別会計負担金として1億9,711万5,000円の負担金を出しているのですが、私6月の一般質問で取り上げましたけれども、訪問介護の報酬の国から来る分が、この物価高の折なのに引き下げられて、新聞、マスコミ、テレビなどで訪問介護の報酬について大変、廃止になる施設が相次いでいるということがありました。

そこで、例えば国保だと軽米町が一つの保険者になっていて、基金があれば基金から支出して、収入が不足した場合も使うことができるのですが、これは二戸広域でやっているので、ちょっと二戸広域の財政状況がよく分からぬのですが、二戸広域、町長はどういう立場で、議員の中からも広域議会議員が出ているのですけれども、基金があると思うのですけれども、その基金から、引下げになって経営が窮地になっているというところに支援金みたいなのを出すことはできないのでしょうか、お伺いします。

○ 委員長（細谷地多門君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○ 健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

一般質問の際にもお答えさせていただきましたけれども、確かにヘルパーの介護報酬は引き下げられております。ただ、その部分で各事業所が努力して加算を取れるような制度になっております。町といたしましては、そちらの加算が取れるのであれば、できるだけ取れるように協力してまいりたいということでお話をしておりました。

今回につきましては、二戸の広域の4市町村で介護保険会計のほうを運営しているのですが、そちらの基金があつたら、それを取り崩して介護保険、ヘルパーの事業に支援できないかというご意見でございますけれども、こちらにつきましては、そういうご意見をいただいたということで広域のほうにはおつなぎしたいと思います。

4市町村合同でやっていることですので、介護保険事業、そういう事業を創設できるかどうか、ちょっと今私この場ではお話しできませんけれども、一応おつなぎ

はします。

介護保険事業所につきましては、どちらかといえば介護報酬が下がったというよりは、介護人材不足で苦慮して事業を継続できない介護事業者が増えているというように私は認識しております。

ご質問につきましては、以上、回答させていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございました。広域でなくてやっているところでは、

宮古市と花巻市では、そのことについて各事業所に、ちょうど引下げになった分を基金から取り崩して、取りあえずまず2年間を支援するというようなことが新聞の記事に載っておりました。

ここは広域でやっているので、私たちが発言することができないので、課長がその会議に行ったときに、こういうことが出たということを話をいただけるということでおろしくお願ひします。

○委員長（細谷地多門君） いいですか、答弁は。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 今の負担金、補助及び交付金の次の扶助費のところなのですが、

126万5,000円の予算に対して8万3,240円の支出となっています。これが家族介護用品購入費助成事業ということになっているのですが、これはどういう、どこに行ってどういうふうに、障害者手帳を持っていなければ駄目だとか、何かそういう条件とか、せっかくこういう制度があるのに利用した人が少ないのかなと思いました。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） すみません、後ほど確認してからご答弁させていただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） では、後でということで。

そのほかございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） さわやかカップル祝金助成について、昨年は10組の対象者があったということですけれども、いずれ結婚支援についての担当はどちらなのでしょうか。健康福祉課だったような気もしていましたけれども、結婚支援に関しての昨年度の事業といいますか、どのような事業を行ったのか。それにおいて、どのような成果と課題があったのかというふうなのをちょっとお伺いしたいのですが、議会のほうでも人口減少・少子化対策調査特別委員会をやっているのですけれども、なかなか前に進めないとという状況です。事業自体を行うのは、やはり役場の行政がやっていただかないと前に進めないと思いますので、その辺の、これを見たら何か

ー サポに対する助成金が 4 万円というのが出ているのですけれども、誰かが活用はしているようですけれども、それらがどのように成果として現れているのか、その辺の状況もちょっと併せて説明いただきたいのですけれども。

○ 委員長（細谷地多門君） では、それぞれ、まず先に健康福祉課長、竹澤泰司君。

○ 健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

結婚支援ということでございます。健康福祉課につきましては、iー サポに対して事業費を助成、あと加入金につきまして 4 名の方に昨年度は給付させていただいております。あいにく結婚につながった方はいらっしゃらないようでございますけれども、今後につきましても、iー サポの関係の会員の募集、または制度の周知等はホームページなり、広報かるまいお知らせ版等を通じながら広報、周知を行ってまいりたいと考えております。

○ 委員長（細谷地多門君） 町民生活課長、輪達ひろか君。

○ 町民生活課長（輪達ひろか君） 町民生活課では、先ほども申し上げましたさわやかカップル祝金制度ということで、戸籍の届出があった際に、申請していただきまして、1組 10 万円ほどの支出ということになっております。

以上でございます。

○ 委員長（細谷地多門君） 成果は、何か聞いていたような気がする。それについては答えられる範囲内で。町民生活課長、輪達ひろか君。

○ 町民生活課長（輪達ひろか君） 成果につきましては、こちらも令和 3 年度でしたか、額の見直しをしまして、現行どおりの金額で進めておるものですので、多少なりとも今後の生活の援助になっているのではないかと考えております。

以上です。

○ 委員長（細谷地多門君） 中村委員、よろしいですか。

中村委員。

○ 6 番（中村正志君） なかなか難しい問題だとは思いますけれども、でも非常に重要な課題であるということは認識してほしいなと思います。ですから、今やっている事業そのものをやはりこういうふうに決算の時点において、成果と課題というふうなものを常に出して、来年度も同じことをやっていていいのかとか、そういうふうな考え方を常にしないと、やはりなかなか成果としては出てこないのでないかなと。やはり今やっていることが、全然成果として現れないのだったら、逆に言えば、極端な言い方すればやめて、ではどうすればいいのかとかと、そういうふうなことを常に考えてほしいなというふうに思うわけです。

というのは、全く無視していい問題ではなく、やはり非常に町としての重要な課題であるというふうな認識を持って事業を進めてほしいと思いますけれども、そういうふうな話しをする場もあったのかどうか、再度ちょっとそこをお伺いしたいと

思います。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） こちらに聞しましては、結婚支援につきましては、本当に重要な課題だと思っております。昨年度につきましては、全庁的にお話、相談する機会をちょっと設けておりませんでしたけれども、今後につきましては、中村委員ご指摘のように、実績を評価して、今後これでいいのかどうか、全庁的にどういったサービスを提供していくのか、相談する機会を設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 長寿祝金が100歳到達者は9人、多いのだなど、高齢化社会の中において、軽米町もこういうふうな時代になってきているのだなというふうに実感しております。今年敬老会をまず何年かぶりに行うというふうなお話もありました。ここでひとつ提案なのですけれども、前はやっていましたけれども、長寿番付というのをひとつ、年に1回つくってはいかがでしょうか。軽米町の人たちが実際にこれだけ100歳に到達している人たちがこれだけの人数いるのかというのをあまり実感していないのではないか。これが100歳到達しているということは、すなわち高齢者の方々が住みやすい、過ごしやすいというか、暮らしやすい、長寿できるような町づくりになっているというふうなことにもつながっているということもアピールできるのではないかというふうに私は思うのですけれども、そういうふうな点でも何か、我々も結構上のはうになった人間ですので、あの方がまだ生きているのかなとか、そういうふうな話題も最近出てきているのですけれども、広報と連携して、敬老の日として、敬老の特集ページとして、そういう長寿番付をつけて、軽米町の長寿の方々は、こういう人たちがいるよということを町民全体にお知らせしながら、お互いに相互理解して、これから自分たちももっと長生きしたいなというふうに思われるような状況をつくっていくのも一つの方法かなというふうに私は思うのですけれども、その辺のところ、お互い、健康福祉課だけの問題ではないと思うのですけれども、そういうふうに広報活動も含めて協力してやってはいかがでしょうか。そのことについてどのように受け止めていただけますか。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの中村委員のご質問というか、ご意見に回答させていただきます。

確かに以前長寿番付というのはあったような記憶がかすかにありますけれども、いつの頃からかなくなっていますけれども、確かに高齢者の方々では、敬老会やった際にも、名簿を見て、ああ、この方まだいらっしゃるのだと、そういうふうな感じで敬老会のほうにご出席いただく方もあるというふうにも伺っております。長寿番付につきましては、ちょっと、どうしても公表する際には、ご本人、ご家族の承諾が必要になりますけれども、可能かどうか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 102ページに小軽米保育園園庭遊具整備工事が1,000万円を超える事業をやられたようですけれども、どのような内容のものだったのか、ちょっと紹介いただければと思います。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 小軽米保育園園庭遊具整備工事でございます。こちらにつきましては、定期的に検査をさせていただきます、遊具の場合は安全かどうか。今回かなり老朽化が進んでいるということで全部の遊具につきまして、一斉に新しいものに変えさせていただいております。

遊具の種類につきましては、鉄棒、ブランコ、その他一般的なものを8種類か9種類だったと思うのですけれども、全て改修させていただきました。昨年度、ちょっと時期が遅くなつたのですが、園児の方たちには喜んでいただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） その遊具について、休みのときなんかは、例えばその地域のそういう子供たちに対して開放する、しているとかというふうなことがあるのでしょうか。もうそれは一切なしとかという、そういうのは今現状はどうですか。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 中村委員のご質問にお答えします。

現状につきましては、休みの期間中は施錠しておりますので、開放等は行っておりません。今後ちょっと地区の方等から多分遊具がないというお話は出てくると思いますので、どういった体制を取れば開放できるのかにつきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、3款を終わりたいと思います。

4款衛生費。

[「休憩したら」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 休憩したいという声がありますが、皆さん、どうですか。休憩しますか。

[「はい」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 休憩の声が結構多いので、正面の時計で2時5分から再開したいと思います。

休憩します。

午後 1時50分 休憩

---

午後 2時04分 再開

○委員長（細谷地多門君） 休憩前に引き続き再開したいと思います。

先ほど江刺家委員の質問の部分で答弁。健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 江刺家委員の決算書92ページの家族介護用品購入費助成事業の内容ということでお答えいたします。

こちらにつきましては、介護度4、5の認定を受けた方を在宅で介護している方に対しまして月4,000円を上限におむつ代を支給している事業でございます。こちらの事業の実績でございます。

あと予算が126万5,000円ということで、こちらにつきましては、同じ科目の中に成年後見人制度の利用支援事業の助成金もしくは後見人の報酬等も予算化しておりましたが、こちら実績がなかったので、こういう表記になっております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員、よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 3款民生費はいいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 3款民生費を終わりたいと思います。

4款衛生費、それでは担当課のほうから説明をいただきます。

健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） それでは、4款1項の保健衛生費についてご説明をい

いたします。主要施策の説明書は10ページとなります。決算書のほうは107ページからになります。

まず初めに、2目母子保健活動費について説明いたします。安心安全な妊娠、出産の経過をたどり、生まれてきた子供一人一人が心身ともに健やかに育つことを目指し、令和6年度も活動を行ってまいりました。①の妊産婦・乳児一般健康診査事業につきましては、妊娠期16回と産後2週間目の健診につきましても助成を行っております。390万円の事業費となっております。

また、②の妊産婦健康診査交通費助成事業につきましては、①の健診に係る交通費を全額お支払いしているとともに、令和6年度より新たな取組としまして、特別な治療を要する新生児を持つ親御さんの面会交通費を助成しております。実際ご活用をいただけたところでございます。こちらは、交通費と合わせて86万2,000円となっております。

次に、③の伴走型相談支援及び給付金の一体的実施事業ですけれども、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、相談と経済的負担軽減を徹底的に行う事業としまして、令和6年度は合わせて260万円を給付いたしました。また、同じく現金給付となっております軽米町独自で行っておる1歳未満児へのおむつ代の助成と併せて大変好評をいただいている事業でした。

④の乳幼児集団健診につきましては、ほかの市町村管内、県内ですけれども、医療機関に委託する市町村の多い中、軽米町では集団での健診を行い、きめ細やかな相談体制、歯科保健、離乳食をはじめ栄養相談を通じた乳幼児期からの生活習慣の形成と生活習慣病予防、肥満予防を実施しております。事業費としましては70万1,000でございます。

続きまして、⑤です。子育て世帯包括支援事業としまして180万2,000円の事業費でございます。令和5年度まで保健師が行ってまいりました妊婦、産婦、赤ちゃん訪問でございますけれども、令和6年度からは専門職である助産師が健康づくり担当に配属となりましたことから、より充実した支援が行われております。赤ちゃん触れ合い遊びなどの教室を新たに開催して好評をいただいており、令和7年度にはピヨピヨ広場のメニューに組み込まれておるところです。全ての子供が集団の中で過ごしやすく、自分自身を発揮できるためのお手伝いとして発達相談や療育教室、5歳児教室等を実施して支援につなげてまいりました。

続きまして、(2)の基本健康診査実施事業につきまして委託料2,106万8,000円の事業と効果について説明をいたします。決算書は、111ページからとなります。こちらは、各保険者で行う40歳から74歳までの特定健診を除く基本健康診査、こちら主要施策の説明書にも説明がございますけれども、若い年代、19歳から39歳と75歳以上の後期高齢者の健診についての事業となります。並び

に保険に関係なく受診していただいているがん検診についてですけれども、こちらは夜間、休日検診に加えて、個別のがん検診を実施しておるところでございます。個別の検診受診者は年々増えておるところです。検診によるがんの発見率は年ごとに違いますけれども、精密検査の受診率 100%を目指して受診勧奨を定期的に実施しております。受診者数につきましては、主要施策の説明書を参照いただきたいと思います。

次に、主要施策の説明書 11 ページを御覧いただきたいです。（3）の人間ドック利用料補助事業でございます。133万7,000円です。JA、厚生連で行う人間ドックの利用料と年度内 50 歳になる方には全額補助を行っておるところです。JAの人間ドックにつきましては、5 歳刻みで 35 歳から 70 歳になる方に 1 万円を補助しております。2 つのドックともに、病気の早期発見、早期治療を目指しておるものでございます。受診者数は、50 歳の人間ドックが対象者は 82 名中受診者 37 人で 45% の受診でございました。JA の一日人間ドックにつきましては 29 名の利用者でございました。

以上、健康福祉課所管の説明を終わります。

○委員長（細谷地多門君） それでは、町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） それでは、町民生活課分です。保健衛生費、（4）番、主要施策の説明書は 11 ページの上段、決算書は 113 ページになります。軽米町火葬場維持管理事業といたしまして、火葬炉の保守点検業務のほか火葬業務を専門業者に委託いたしまして、円滑な火葬場運営に努めたところでございます。事業費は 568 万 6,000 円です。

続いて、2 項清掃費です。主要施策の説明書 11 ページ中段、決算書は 115 ページになります。（1）、生活環境衛生の推進といたしまして、町民総参加によります町内一斉清掃の日を 8 月の第 1 日曜日を設定いたしまして、道路や河川等の清掃を行うクリーンアップデーを実施しております。行政区、町内会や子供会単位でそれぞれ取り組みをいただいているところです。

（2）の一般廃棄物（家庭系）収集運搬事業につきましては、家庭系の一般廃棄物の収集、運搬を行いまして、生活環境の維持確保に努めたところでございます。令和 6 年度の収集実績につきましては、主要施策の説明書に記載のとおりでございます。事業費につきましては 3,043 万 5,000 円でございます。

（3）の高齢者ごみ出し支援事業につきましては、第 3 木曜日を除いて週 1 回、木曜日に訪問して支援をしておるものであります。令和 6 年度の利用者は 28 名でございます。事業費につきましては 69 万 2,000 円でございます。

町民生活課は、以上です。

○委員長（細谷地多門君） 地域整備課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） 1項保健衛生費の地域整備課分をご説明申し上げます。

主要施策の説明書のほうは、11ページとなります。決算書のページは113ページより記載しております。

（5）の生活環境衛生の推進ということで浄化槽設置整備事業費補助金を交付しております。5人槽が6基、7人槽が7基で計13基の補助金を交付しております。事業費のほうは565万8,000円で、事業の目的及び効果等については、生活排水における河川の水質汚染の改善と生活環境の向上を図るため、公共下水道計画区域外における浄化槽の設置者に対しまして費用の一部を助成し、浄化槽の普及推進に努めたところでございます。

続きまして、（6）番、飲用水確保対策事業といたしまして、飲用水確保対策事業費補助金ということで令和6年度は1件ございまして、事業費のほうは40万円となります。効果については、給水区域外での飲用井戸等の整備を促進し、安全な飲用水の安定的な確保を図ることに努めたところでございます。

保健衛生費の地域整備課分については、以上となります。

○委員長（細谷地多門君） 4款衛生費、1項、2項も説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。どなたかございますか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） 火葬場の管理ですが、掃除までということが全部委託になっているという、トイレ掃除から全部が委託業者が賄うということでよろしいでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） 掃除のほうも委託で行っています。主に友引の日に清掃は行っています。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 田中委員。

○1番（田中祐典君） 昨年利用したときにトイレが汚れた状態で、どこが管理するのですかと言われたら、私のほうではないという経緯がありましたので、そのところは1日2回ある場合は、きちんと終わった段階で確認をしていただけるような清掃の仕方をしてほしいなと感じましたので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 答弁はいいですか。

○1番（田中祐典君） はい、いいです。

○委員長（細谷地多門君） 要望なそうです。

そのほかありませんか。

江刺家委員。

○ 5番（江刺家静子君） 新型コロナウイルスのことなのですが、5類に移行したということでコロナウイルスについての注意とか、そういうことは、ほとんど衛生関係からの注意が来ないし、情報もテレビなんかでもほとんど、インフルエンザとか、百日咳とかは情報が出るのですが、コロナウイルスについては出なくて、ところが統計を取ると、昨年度は今までで死者が一番多かったということが報道というか、調査したところで言っているのです。

それで、今町ではコロナウイルスについての注意と、それから予防接種はもう終わりましたか。予防接種の状況とかはどうなっているのかお聞きします。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

コロナウイルス感染症の対策についてですけれども、町としましてホームページ等に載せるというところは、まず今は実施しておらないところでしたけれども、健康お知らせ版等には、感染症対策ということでは周知を図っておるところでございます。また、コロナワクチンの接種につきましては、これから10月から始まるということで準備を進めておるところでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○ 5番（江刺家静子君） 私の身近な人もコロナウイルスで亡くなった人が何人かいまして、ここ1年ぐらいの間に。それで何かみんなして5類になったということで、あまり情報が入らないので、油断しているのかなと思いました。これからワクチンもまた始まるということですので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 答弁もらう。

○ 5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 今の件について答弁欲しいということです。

健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） ただいまご意見というか、ご質問いただいた件についてですけれども、情報が少なくなってきたというところですが、国からの情報も少なくなってきたところではありますが、まずなくなっているものではありませんので、対応していきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

江刺家委員。

○ 5番（江刺家静子君） 母子保健活動費のところで5歳児発達相談員謝礼というものがあるのですが、これだけではなくて、健診として5歳児健診という異常がある、なしに関わらず全員健診するという制度、そういうふうなものを実施してほしいと思うのですが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

国のはうで5歳児健診を実施するということが進められておるところですけれども、軽米町では同じ目的で年中の子供さんが小学校に入るまでに集団に慣れるとか、何かお手伝いをしたほうがいい子供さんを年中のときに見つけて支援を1年する、フォローするという目的で平成19年度から実施しておるところです。

ただ、私たちも医師の診断が必要なのかと思って、当初平成19年、平成20年の辺りは医師をお願いしたところなのですけれども、時間がかかるということとか、発達面に即した医師の診断がなされなかったということで、発達に得意な5歳児教室の講師、指導員という方をお願いして、平成21年から行っておるもので。国の5歳児健診は、医師を必ずということで言われているのですけれども、私たちも医師の診断がなくても子供の支援ができるのではないかということで、県と意見を交換しておるところです。

目的は、まず同じものは町民の皆さんに提供できているものと思っておりますが、今後県と相談をしながら、健診の医師の体制を取らなければならないかということは吟味してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） ごみについてお伺いします。生ごみは、今まで分別していたわけですけれども、去年、おととしあたりから生ごみも可燃ごみとして一緒に処理するというふうなことになりました。それで、ごみに関しては、従来からいざれごみの量を減らすという大きな目標があって、いろいろのやり方、工夫してやってきたわけですけれども、結局的には元に戻ったと、全て燃えるごみになってしまふ。生ごみ分も燃えるごみも全部一緒にやっているというふうな状況なわけですけれども、1年か2年で分かるものなのか、いざれ生ごみを可燃ごみにして、その状況がごみ処理の量としてどのように変わっているのか、別に同じなのか、量が増えて広域に対する負担金が多くなっているのか、その辺の状況はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） お答えいたします。

ごみの量の全体の量につきましては、横ばい状態ですので、特に極端に増えたとか、大幅に減ったとかというような状況ではございませんので、現状維持かなと考えております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○6番（中村正志君） では、確認ですけれども、広域に対する、ごみに対する負担金は増えたということではないというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午後 2時26分 休憩

---

午後 2時28分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） すみません、お時間をいただきましてありがとうございます。ごみの量によって負担金が増えているという分析はちょっとできておりませんが、様々な燃料費とか、そういう要素がございますので、ちょっとごみだけの判断は今はできないかなと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） なぜそういうことを聞いているかというと、これまでいろいろと生ごみは別に収集して別なお金もかけていたと。また、いろんな実験をしたりとか、いろんなことをやって、それらの目的は全て広域に対するごみの負担金を減らそうというふうなのが一番の大きな目的だと私は理解していました。

ですから、今回それをやめて可燃ごみ一切でやって、それでも負担金は増えないのだよということであればいいのですけれども、その辺のところをやはり、あとコンポストの補助とか、いろんなこともあるかとは思うのですけれども、総合的にやはりごみに対してこれまでやってきたことを含めて、10年以上何かそういうことをやってきているのですので、その辺のところをきっちり検証して、やはりごみの処理の仕方は、こういう方向で今後やっていくのだというふうな道筋をしっかりと立てるべきではないのかなと。

ただ、生ごみを可燃ごみでやって、もうそれで終わりだということではないような気がするのですけれども、やはり今まで、それだったら今までやってきたことは何だったのだよと、今までやってきたのはただ単なる無駄なやり方をしてきたのではないかと言われかねないのではないかと思いますので、その辺のところ、ごみの今までやってきたことについてきちんとした検証をして、課題があれば、課題として、どのように克服していくとか、そういうふうなことを今後の道筋を立てておくべきではないのかなというふうに私は思いますけれども、いかがですか、その辺の考え方はないものでしょうか、お伺いします。

○委員長（細谷地多門君） 町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） まず、ご提言ありがとうございました。これまでのことにつきましても精査いたしまして、今後検証していい方向に向けていければいいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、4款を終わりたいと思います。

6款農林水産業費、産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） それでは、6款農業費の説明をさせていただきます。

主要施策の説明書は、11ページです。それから、決算書のページですが、117ページからとなります。（1）の農業委員会費でございます。こちらにつきましては、農業委員会の総会の開催と農地の流動化促進活動ということで事業費のほうが2,025万5,000円となっております。農業委員会会費の定額がこの金額となっております。事業目的及び効果等でございますけれども、農地等の権利移動、転用及び利用関係の調整を行ってございます。それから、農業委員会の開催に係る案件の件数でありますとか、農用地利用集積件数等につきましては、資料に記載のとおりとなってございます。

（2）の農業者年金の加入促進活動でございますが、農業者の老後の生活安定と農業者の確保に資することを目的といたしまして農業者年金の加入促進に努めております。加入者数、それから受給者数等につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、主要施策の説明書は12ページ、決算書につきましては123ページからとなります。（4）の①でございます。こちらにつきましては、事業費669万9,000円。内容につきましては、地域整備計画に位置づけられました町内の中心的経営体が融資を受けて導入いたします施設建設の建設費の一部を補助し、農地の集約化及び生産の効率化等を図る事業でございます。

続きまして、②の工芸作物等生産振興事業でございます。事業費は152万3,000円となっております。アにつきましては、葉たばこ生産振興事業、地力増進対策ということで、こちらにつきましては堆肥の散布及び立枯病予防対策ということで土壤消毒用の薬剤の散布を行ってございます。イにつきましては、ホップ生産振興事業でございます。生産振興対策ということで、町の基幹産業の中でも中心的な位置づけであります工芸作物の生産に対し対策を講じることによりまして、生産量の維持と農家経営の安定を図り、生産意欲の向上を図ったところでございます。

次に、③でございます。軽米町親元就農給付金事業でございます。対象者は、4

名でございました。事業費は216万円ということで、町の農業振興の中核となる担い手の確保、育成を図ることを目的といたしまして、55歳未満の親元就農者に対し給付金を交付したものでございます。

続きまして、④の地域農業計画実践支援事業でございます。事業費は1,334万3,000円となってございます。こちらは、町内各地区で作成されております地域計画を実現するために、意欲ある担い手を確保し、担い手を核とした特徴ある農業実践に支援したものでございます。内訳につきましては、資料に記載のとおりとなってございます。

続きまして、主要施策の説明書13ページでございます。（5）の水田農業推進事業でございます。決算書につきましては、123ページからとなっております。事業費は495万3,000円。軽米町農業再生協議会の経費に対しまして補助金を交付したものでございます。

続きまして、（6）、畜産振興事業でございます。決算書のページは、127ページでございます。①の軽米牛地域内一貫生産推進事業、肥育素牛の地域内留保40頭分でございます。事業費につきましては200万円となっております。軽米牛のブランド確立の足がかりとして、肥育素牛の地域内保留に努めたものでございます。

次に、②の軽米町畜産産地づくり強化対策事業でございます。ブロイラー、養豚に対しましては、価格安定対策の事業となっております。それから、優良馬改良推進では、優良馬繁殖奨励分が6頭分ということでございます。それから、繁殖雌牛増頭支援につきましては、県外導入が10頭、それと自家産子保留が19頭となっております。事業費につきましては、トータルで1,105万9,000円となっております。畜産の経営基盤の強化と産地化に努めた事業となっております。

次に、③の乳用牛群整備促進対策事業でございます。事業費は54万1,000円となっております。乳用牛の血統登録を推進し、優良な乳用牛自家産地の保留に努めたものでございます。内訳は、資料のとおりとなっております。

続きまして、（7）の畜産農家緊急対策事業でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症及び国際情勢等の変化に伴いまして、出荷価格の低下が長引き、その影響を受けた農業者に対しまして、農業経営の安定を図るため、飼養牛種別、飼養頭数によりまして支援金を交付したものでございます。

続きまして、（8）の町営牧場管理運営事業でございます。決算書は、129ページとなります。事業費は1,286万9,000円でございます。町営牧場への放牧を推進し、生産コストの低減、足腰の強い繁殖雌牛の育成と経営の安定、それから規模拡大に努めたものでございます。

続きまして、（9）のミレットパーク等管理運営費でございます。決算書は、1

31ページとなります。①、ミレットパーク指定管理委託料となっております。こちらは、ミレットパーク施設の維持管理を指定管理にて委託したものでございます。指定管理者は、株式会社軽米町産業開発。指定管理の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年となっております。事業費につきましては716万8,000円となっております。

次に、②のミル・みるハウス指定管理委託料でございます。こちらについては、ミル・みるハウスの指定管理を委託したものでございます。指定管理者につきましては、同じく株式会社軽米町産業開発、指定管理の期間も同様でございます。事業費につきましては999万9,000円を支出してございます。

続きまして、主要施策の説明書、14ページでございます。（10）の多面的機能発揮促進事業でございます。決算書につきましては、133ページとなります。こちらは、3つの支払交付金がございます。環境保全型農業、それから多面的機能、もう一つが中山間地域等というふうな直接支払交付金を支出してございます。事業費につきましては3,461万4,000円で地域の共同活動、条件不利地の農業生産活動、環境保全に効果の高い営農活動の取組によりまして、耕作放棄地の発生防止と農用地の多面的機能の確保を図ったものでございます。

産業振興課分は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） それでは、農業費の政策推進課分になります。ページは、12ページにお戻りいただきたいと思います。1項農業費、（3）の自然のめぐみ基金元本積立1,325万円となります。こちらは、前年度と同額、同じ件数となってございます。発電事業者との協定に基づいて、売電収入の一部を寄附金として受け入れ、自然のめぐみ基金に積立てを行ったものでございます。

なお、基金からは令和6年度は1,258万円ほど取り崩しさせていただきまして、先ほど説明のありました親元就農あるいは薪ストーブへの補助等、農林業の事業に充当させていただいたところでございます。

以上となります。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） 続きまして、2項の林業費の説明をさせていただきます。主要施策の説明書は、14ページとなります。決算書につきましては、135ページでございます。（1）、林業振興事業、①、薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金でございます。こちらにつきましては、薪ストーブ等の購入、設置に係る費用に對しまして、上限10万円の範囲内で補助したものでございます。補助件数は5件、事業費につきましては26万1,000円となっております。

次に、②、森林整備事業補助金でございます。こちらにつきましては、民有林の

保育等の事業に対し、予算範囲内で事業費の10%以内のかさ上げを行ったものでございます。面積につきましては、人工造林28.64ヘクタールでございます。事業費は300万円となっております。

続きまして、(2)、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米管理運営費でございます。決算書のページは、137ページでございます。雪谷川ダムフォリストパーク・軽米指定管理委託料ということで施設の維持管理につきまして指定管理をしたものでございます。指定管理者は、株式会社軽米町産業開発。指定管理の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年となっております。事業費につきましては869万6,000円となっております。

それから、チューリップ園の令和6年度の入場者数等についてでございますが、チューリップ園の入園者が1万7,642人、これは森と水とチューリップフェスティバル期間中の入園者の数でございます。入園料につきましては663万5,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 6款1項、2項説明をいただきました。質疑を受けたいと思います。全般について。

西館委員。

○4番（西館徳松君） 農業委員会の非農地判定をするときに、ドローンを活用していると思いますけれども、どういうふうにやっていますか、何回ぐらいやっていますか。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの西館委員のご質問にお答えいたします。

ドローンの非農地判定の活用ということでございますが、かなり手前が山のようになっていて、そこから入ってくるのが手間といいますか、危険であるというか、かなり時間がかかるようなところにつきまして、そこを飛び越えて上からドローンで見るようなことを想定しておりますが、令和6年度につきましては、ちょっとまだドローンを使って農地を、そういう非農地判定の農地を確認したというような事例はちょっとございませんでした。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 西館委員。

○4番（西館徳松君） 前に、私が農業委員会にいたときは、山の中に熊が木をひっかいて危ないからやめて戻ってくるべということで、それこそドローンがあればいいなと言ってきたところで、まずみんなそういうふうになっているから、そこはやっぱりドローンを使って、熊が入っているところはドローンでやってもらいたいなと思います、危ないから。

あと一つ、町営牧野の件なのですけれども、ある生産者から聞いたら、ダニ熱に

なるから放牧したくないという人が小玉川のほうに何件かあったようです。本人から言わされました。その辺は、ダニ熱の防除はどういうふうにやっているか聞いてくれと、そこまで言わされたのです。町長、ピロプラズマ病対策やっていますか。

○委員長（細谷地多門君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ダニ熱に関しては、特に鶴飼牧野のほうがちょっと、そういう傾向があります。そういうことで常に貧血状況とか、そういうのはやっているというふうに思いますが、なお一層、その辺を気をつけながらやっていきたいと思います。

[「ピロプラズマ病にかかる前にやってもらわなければ」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） ちゃんと挙手してから。

西館委員。

○4番（西館徳松君） 貧血になって、ピロプラズマ病にかかってからでは、増血剤を飲む、様々使わないと、あれは一気に弱っていくから、それを何とかやってもらわなければ、町営牧野は危ないなと言っている人が小玉川のほうにいたから、よろしくお願ひします。

○委員長（細谷地多門君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） そこら辺は、注意しながら対応してまいりたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 今の話題、分かりますか。分かればいいです。反応ないから、分かっているのか、分かっていないのか、ちょっと。

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。6款。

田中委員。

○1番（田中祐典君） 先日町政調査会の全体会で、軽米町産業開発が来てサルナシの振興についてお話をしていましたが、増やしてほしいというお話があったのですが、産業振興課の方では、どういうふうな考えをしていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） 先日の町政調査会の際に、増やしていかなければというような考えを持っていましたという答弁といいますか、説明をしておったのですが、軽米町産業開発と産業振興課で隨時振興事業等についての打合せ等を行った際にも、向こうからというよりは、どちらかというと私たちのほうから、もうちょっと生産量を増やすような取組をしていただけないかということを軽米町産業開発のほうに言っております。

サルナシの買取り価格につきましても、やっぱり少し上げていかないと、生産意欲が上がるのではないかということで補助金、委託料の中から補助金を出してかさ上げしていただいておりますが、そちらのかさ上げにつきましてもちょっと値上げ

を検討してもらえないかというようなお話はさせていただいております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 田中委員。

○1番（田中祐典君） そのとき私も発言させてもらったのですけれども、やっぱり収益がないと、農家の人たちは作付をできないと思いますし、今の状況であれば、前回上山委員も言っていましたが、計画生産だったはずなのに、増産をしたら買入れをしてもらえなかつたという経緯もあるという農家の人たちもあったので、そこら辺の統一した計画性があって、増産また技術の確立で収量の増産ができるいくと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） 私も先日の説明会での答弁といいますか、そちらを聞きまして、ちょっとびっくりしたのですが、私は、その買入れしなかつた年があるというのを初めて聞いたので、私ちょっとサルナシ振興のほうというか、商工観光に携わるものになりましたから、どちらかというと、やっぱり製品を新しく作っていくのに原料を少しでも確保したいということで生産量を増やす方向で頑張ってもらいたいということで軽米町産業開発のほうには依頼をしているところです。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 田中委員。

○1番（田中祐典君） そこが伴うような形でやっていかないと、生産だけ、技術だけではなくて、仕入価格もどういうふうな計画、計画栽培であればキロ単価幾らで何トンという、育てるほうも計画がある程度成り立つのですけれども、その部分が透明でない部分も感じられるのですけれども、時期的な収穫によってなのか、結構難しい感じで私は見ていましたけれども、サルナシの収穫時期、天気によっては全然質が違う感じです。それが一括収穫をすることによって、商品そのものがばらばらということもあるので、そこら辺の収穫適期とか、収穫時期の出来、要は熟成度、サルナシの、それによって単価が違うとかという何かそういう商品を作るための果実の熟成度の仕方で収益や商品の作り方が変わってくるというのもありますので、そこら辺の技術の透明性をお互いに勉強してやるという方法が大事だと感じていますが、そこら辺の、軽米町産業開発で商工関係にいたので商品開発をしてほしいという、材料がないのでやってほしいということだけではない部分の話合いを今までしたことありますか。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

収穫期ですか、栽培方法等については、細かい技術的な打合せといいますか、協議というのは、私の記憶ではちょっとしたことがございませんので、生産者と軽

米町産業開発の間での契約が不透明な形ではないかというようなご質問だと思いま  
すので、その辺はちょっと軽米町産業開発のほうを指導いたしまして、安心して生  
産できるような形にしていきたいと思いますので、これからちょっと検討を進めて  
まいります。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） そこが一番大事なので、きちんと契約書を書いて、そういうふう  
なところを正確にして、そうすると作る人はより一生懸命頑張りますので、最初の  
部分で何か作ってくださいというのが、最初の買入れで、そこがまずくなるのは大  
変今後に対してもいけないことで、一生懸命材料を増やしてくださいというのの前  
に、その計画をきっちりして買入れ、増産という部分には、きちんと計画をして  
ほしいなと感じますので、よろしくお願ひします。

そのまま商品を開発するときも、農家も入れて、どういう商品があるか、熟成度  
で違うという部分もかなりありますので、そこら辺の商品開発も、要は作っている  
人たちも入れながらの新しい商品開発も必要だと考えますので、どうかそこら辺も  
一緒に交えながら新しい商品で収量があって、計画性的ないろんな、サルナシを作  
っている長野とかそこら辺にも行っているようなので、この前軽米町産業開発も1  
00%のサルナシジユースを作りたいというのであれば、そこら辺もみんな農家と  
きちんとお話しをして、お互いの収益になるような計画性をしてほしいとも感じ  
ますので、商品開発にも農家とかを入れてやったほうがいいかと思いますので、そ  
こら辺を計画に入れてほしいなと思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 答弁はいいですか。

○1番（田中祐典君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか、6款。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 林業振興費でちょっとお伺いしたいのですけれども、森林所有  
者意向調査及び森林現況調査業務委託料というのがありますが、これは、どういう  
ふうな、対象者とかはどういうふうに設定されているのか。

○委員長（細谷地多門君） 私語をやめてください。

○5番（江刺家静子君） どこに委託しているのか。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの委員のご質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、町内全域の森林の活用、意向を調査する業務でございま

して、二戸地方森林組合に委託をしてございます。対象者ということでございますが、町内の森林を区域ごとに、その年度、その年度で順番に所有者に対しまして、森林利用の方法等の意向の確認をしているというところでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございました。森林の所有者も高齢になって、それで子供さんたちも何とかしてくれ、要らないからとかと言われて、それでそういうときにどこに行って相談したらいいかというのがあって、それとはまた話が違うかも知れないですけれども、どういう、例えば地域を決めてやっているから、あなたの山までは行きませんというふうに説明の仕方をしたらいいのか、ちょっとそういう希望がある人には、どういうふうに答えたらいいのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

意向調査をいたしますと、やはり自分で管理できないので、どこかに委託をしたいですか、もう森林を手放したいというような回答がある場合もございますが、管理を委託したいというふうな場合でありますと、やっぱりちょっと現地を調査をしないと、手入れができる状態なのか、できない状態なのかというような判定も、この業務でしてもらうことにしております。

ちょっと手入れについての相談をうちに来ていただいてもよろしいのですが、明確な答えは出ない可能性もございますが、取りあえずは相談窓口といたしましては、産業振興課のほうに来ていただければ、場合によっては業者等を紹介できる場合がありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（細谷地多門君） 手入れの業務は森林組合が……窓口になっているということ。

○産業振興課長（輪達隆志君） 窓口といいますか、やってはございますが、やっぱり現地を見ないと、受け入れる、受け入れないというのは、ちょっと分からぬ。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） すみません、あとここに、負担金、補助及び交付金のところに森林整備事業補助金というのがあって、この説明も何か、森林の持つ公益的機能回復させるとか、ちょっと面倒くさいのですが、これはどういう事業をどこに頼んでいるのですか。人工造林だから、植林を委託しているのかお伺いします。

14ページの主要施策の説明書。主要施策の説明書の14ページの森林整備事業補助金、人工造林28. 64へクタールとなっていました。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 3時01分 休憩

---

午後 3時02分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

産業振興課長、輪達隆志君。

○産業振興課長（輪達隆志君） こちらにつきましては、町内で造林する方が森林組合に委託といいますか、お願いをしまして、請け負った森林組合のほうでそれを取りまとめをいたしまして、県のほうに造林につきましての補助金の申請をしたものでございます。そちらにつきまして、町でも加算補助を行ったものでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 一応3時ということをめどに考えていましたけれども、第6款を終われるかなと思ったら、まだ結構あるということです、聞きたいことが。今日は、ここまでにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 今日はここまでにしたいと思います。

---

◎散会の宣告

○委員長（細谷地多門君） 散会します。

なお、明日午前10時から再開します。ご苦労さまでした。

（午後 3時04分）